

ソニーグループ福利厚生 保険制度のご案内

ソニーグループへ入社
の皆さまへ
福利厚生 保険制度のご案内

① ソニーグループ福利厚生


・ソニーグループ福利厚生各保険を詳しく解説!

② 保障の考え方

・必要な保障額の解説や、家族構成別のモデルプランを紹介しています。

③ MYページ

・加入されている契約内容が確認できます!
※今回お申込みの保険は2020年7月から確認できます。
・MYページから保険金請求することができます。
(注) ソニーグループイントラネット内のみアクセス可能



ホームページの画像等は一部変更になる場合がございます

アクセス方法 URL:<https://hoken.sonycos.co.jp/>

※検索エンジンでは検出されませんので、お手数ですがURLをご入力ください。 ※ご自宅からの閲覧も可能です。

[<Inter Sonyから>](#)
[リンク集](#)
[▶ 個人向けサービス](#)
[▶ ソニーグループ専用 保険のページ](#)



**仕事と介護の
両立に備える**

介護両立支援



**万一に
備える**

死亡・高度障がい保障



**日常生活の
リスクに備える**

医療・賠償責任保障等



**働けなくなる
リスクに備える**

長期障害所得補償



**老後の生活
に備える**

積立年金

保険開始 (効力発生日)
2020年7月1日(水)

申込締切日
2020年4月17日(金)

申込書等の書類については、4月17日中に発送(投函)したものまで受け付けます(必着ではありません)。

お問合せ先

**(株)NSFエンゲージメント
ソニーグループ保険カスタマーセンター** **0120-58-6633** 通話料無料

※加入内容に関するお問合せについては、ご本人確認をさせていただきます。 ※上記の(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターでは、お問合せの内容を正しく把握し、適切に対応するため、お客様との通話の内容を録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

社内送達便宛先 ガーデンシティ品川御殿山3F (株)NSF エンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンター 新入社員募集用

郵送先 〒141-0001 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山3F

個人情報の取扱いについて

- ・情報の収集者 ソニー(株)、(株)NSFエンゲージメント、ソニーグループ保障共済会
- ・情報の利用者 (株)NSFエンゲージメント、各制度の引受保険会社(共同引受会社を含みます)、ソニーグループ保障共済会および加入者が所属するソニーグループ会社
- ・社員情報に関するコントロールの権利、その取扱いに関する実務、方針は全てソニー(株)の定める「国内ソニーグループ会社における社員等個人情報の保護等に関する規則」に則ります。

このパンフレットにはご加入にあたっての重要な事項が記載されていますので、契約が終了するまで大切に保管ください。

共通項目

介護両立支援プラン

グループ保険

セーフティプラン

長期休業補償プラン

総合個人年金

目次

 共通項目	保障の概要…………… 2 再雇用後・ご退職後の保障継続と税務上の取扱いについて … 3 FAQ・ご加入に際して …… 37
 介護両立支援プラン	介護両立支援プラン …… 5 FAQ …… 9
 グループ保険	商品内容のご説明…………… 11 FAQ …… 14
 セーフティプラン	「がん治療サポート」について …… 15 本人・ファミリーコース 基本保障 …… 17 本人・ファミリーコース オプション …… 19 ※新オプション「がん治療サポート」については15～16ページをご確認ください。 ライフガードコース…………… 21 FAQ …… 23
 長期休業補償プラン	長期休業補償プラン 補償内容 …… 25 FAQ …… 27
 総合個人年金	マイプラン…………… 29 ガッチリプラン…………… 30 主な取扱内容…………… 31 ご注意…………… 33 FAQ …… 34 給付額試算表…………… 35 年金の受取額例表・運営について…………… 36
 特に重要なお知らせ (P.38～)	ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

介護両立支援プラン

(介護両立支援)

- 加入対象者：ご加入いただける方についての詳細は7ページをご確認ください

自分が介護を担っても仕事と両立していくために

- 両立に必要な、お金・時間・情報それぞれの課題に対して有効な保障とサービスを提供します
- 社員ご本人がご家族の介護を担ったとき、公的介護保険や民間の介護サービスを活用するための費用や交通費、住宅改修や介護施設への入居費用などを保障
- 仕事と介護の両立のプロフェッショナルが介護の不安を解消します
ソニーグループ専用の電話相談サービスで一人一人に合った両立の方法と一緒に考えます

グループ保険

(死亡・高度障がい保障)

団体定期保険

団体傷害保障
(上乗せ保障)

- 加入対象者：本人・配偶者
(配偶者のみのご加入はできません。)

万一の際の死亡・所定の高度障がい状態を保障 残されたご家族の生活のために

- 団体定期保険** ●社員本人は最高6,000万円、配偶者は3,000万円まで死亡・所定の高度障がい状態の保障を確保することができます。
※退職後の保障額については3ページの「ご退職後の保障継続について」をご覧ください。 **国内外問わず保障**
- 1年更新の保険ですので、ライフステージの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
※ただし、年齢による制限の範囲内となります。

- 団体傷害保障 (上乗せ保障)** ●不慮の事故(ケガ)による死亡・後遺障害の保障を手厚くしたい方に最適です。 **国内外問わず保障**

セーフティプラン

(医療・賠償責任保障等)

本人・ファミリーコース

ライフガードコース

- 加入対象者
両コース共通

本人・ご家族
(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹・本人
と同居の祖父母・孫)

突然の病気・ケガや事故、思いもかけないリスクに 社員ご本人やご家族の保障として

- 本人・ファミリーコース** ～社員ご本人とご家族の病気・ケガに～ **国内外問わず保障**
●病気・ケガによる入院や手術(入院は初日から保障)
●先進医療による治療費等 ※先進医療は国内のみ
●オプションでがん保障や自宅療養による収入減少も補償
- ライフガードコース** ～日常生活に潜むさまざまなリスクに～ **国内外問わず保障**
●自転車で人をはねてしまった、借りたラケットを壊してしまった ※スタンプ運行不能損害、Hタイプは国内のみ
●旅行中にカメラを破損してしまったなど さまざまなアクシデントに

長期休業補償プラン

(長期障害所得補償)

- 加入対象者：本人

病気やケガで2年(730日)の免責期間を超えて、 長期間働けなくなったときの収入減少を補います

- 病気・ケガを原因とする就業障害による収入減少を補償
- 加入口数に応じた保険金を定額で受取り(年収の1/12が限度) **国内外問わず補償**

総合個人年金

積立年金(拠出型企業年金保険)
(生命保険)

マイプラン

ガッチリプラン

- 加入対象者：本人

将来のゆとりある生活のために 安心の老後・豊かな老後生活実現のために

- 計画的に老後の生活資金準備ができます。
マイプランは積立中も一部払出し(減額)ができます。
- マイプランの保険料は一般の生命保険料控除、ガッチリプランの保険料は個人年金保険料控除の対象となり、税軽減効果を活かした加入ができます。
- マイプラン、ガッチリプランともに掛金は給与・賞与から控除されますので、着実に将来の生活資金の準備ができます。

! **ご注意** グループ保険・セーフティプランの割引率は加入者数や過去の損害率によって毎年変動します。長期休業補償プラン・介護両立支援プランの割引率は加入者数等によって毎年変動します。

再雇用後・ご退職後の保障継続と税務上の取扱いについて

再雇用後の保障継続について

定年再雇用後も引き続き継続いただくことが可能です。
(総合個人年金は、定年退職のタイミングで積立額の変更はできません。必要に応じて、「秋の保険期間」でご変更ください。賞与積立は再雇用後も6月、12月の年2回の賞与がある方を対象としております。)

※保険料は引き続き毎月の給与から控除します。
なお、継続いただける年齢の範囲や保障額の上限等につきましては、各商品により異なりますので、詳細は各商品ページにてご確認ください。
再雇用制度の有無につきましては、各会社にご確認ください。

ご退職後の保障継続について

ご退職前に必ず(株)NSFエンゲージメントソニーグループ保険カスタマーセンターまでご連絡ください。

商品名	保障継続の概要
介護両立支援プラン	<p>ご退職時は同じ保障内容で自動的に継続となります。 口座振替依頼書をご案内しますので、巻末のお問合せ先までご連絡ください。 また、脱退をご希望の場合もご連絡いただくようお願いいたします。</p> <p>※介護両立支援プランは対象者に指定されたご家族の年齢が、保険始期時点(毎年1月1日)で満89歳まで継続いただけます。</p>
グループ保険 団体定期保険 団体傷害保障(上乗せ保障)	<p>ご退職時は自動的に脱退となります。ただし、ご退職時に5年以上継続して加入いただいている場合は、満70歳を迎える誕生月の末日まで継続いただくことが可能です。ご継続にあたっては、ご退職時に所定のお手続きが必要となりますので、巻末のお問合せ先までご連絡ください。</p> <p>団体定期保険 ご退職時の保険金額または、2,000万円のいずれか低い金額が上限となります。2,000万円超にご加入の方は、ご退職の翌更新時から2,000万円以下に減額となります。また、ご退職の年から配当金は支払われません。(12月にご退職の方は当年度配当金は支払われます。支払い方法については、ご退職手続き時に(株)NSFエンゲージメントソニーグループ保険カスタマーセンターにご確認ください) ※配偶者の保険金額は本人と同額もしくはそれ以下となります。</p> <p>団体傷害保障(上乗せ保障) ご退職時の保険金額が上限となります。</p> <p>※この取扱いは2020年1月時点のもので変更となる可能性があります。 ※退職後継続には、ソニー友の会への入会および継続加入が条件となります。一部の事業所の方はソニー友の会に加入いただけません。ソニー友の会への入会の可否については、所属事業所人事にご確認ください。</p>
セーフティプラン 本人・ファミリーコース ライフガードコース	<p>ご退職時は同じ保障内容で自動的に継続となります。 口座振替依頼書をご案内しますので、巻末のお問合せ先までご連絡ください。 また、脱退をご希望の場合もご連絡いただくようお願いいたします。</p> <p>※セーフティプランはご本人・ご家族共に加入でき、保険始期時点(毎年1月1日)で満84歳までご加入いただけます。</p>
長期休業補償プラン	<p>ご退職後の継続はできません。</p> <p>※ただし、本制度加入中に発生した病気やケガにより働けなくなり退職した場合、免責期間:2年(730日)を超えた時点で保険金をお支払いする事由に該当していれば、保険金のお支払い対象となります。 なお、保険金支払いに該当する事故が起きた場合は、速やかに巻末に記載の連絡先までご連絡ください。</p>
総合個人年金 マイプラン ガッチリプラン	<p>ご退職後の継続はできません。</p> <p>※ご退職後は速やかに積立金の請求手続きを行ってください。 脱退後3年間請求がないときは時効となり、請求権が消滅します。</p> <p>※詳細は33ページをご確認ください。</p>

税務上の取扱いについて

2020年1月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。

商品名	税務上のお取扱い
介護両立支援プラン	<p>保険料について 親介護費用補償特約部分でお支払いいただく保険料は、介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注) 共済部分の保険料については保険料控除の対象となりません。</p> <p>保険金(共済金)について 非課税となります。</p>
グループ保険 団体定期保険 団体傷害保障(上乗せ保障)	<p>団体定期保険 保険料について 一般生命保険料控除の対象となり、所定の条件のもとで所得税・住民税が軽減されます。</p> <p>保険金について 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。被保険者が受取人の場合、高度障がい保険金は非課税です。</p> <p>※税務上のお取扱いの詳細は、43ページにてご確認ください。</p> <p>団体傷害保障(上乗せ保障) 保険料について 保険料控除対象とはなりません。</p> <p>共済金について 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の共済金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。傷害後遺障害共済金は非課税となります。</p>
セーフティプラン 本人・ファミリーコース ライフガードコース	<p>保険料について 疾病補償部分、所得補償特約部分でお支払いいただく保険料は介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注) 共済部分の保険料については保険料控除の対象となりません。</p> <p>保険金(共済金)について 非課税となります。ただし、傷害死亡共済金は受取人が法定相続人の場合、共済金に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。</p>
長期休業補償プラン	<p>保険料について 介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。</p> <p>保険金について 非課税となります。</p>
総合個人年金 マイプラン ガッチリプラン	<p>保険料について</p> <p>① マイプラン 払い込まれた保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。</p> <p>② ガッチリプラン 払い込まれた保険料は個人年金保険料控除の対象となります。個人年金保険料控除対象となる方は、加入日から保険料払込完了年齢までの払込期間が10年以上ある方に限ります。</p> <p>※総合個人年金の保険料控除は「旧制度」が適用されます。 ※いずれも掛金から運営事務費を除いた分が保険料となります。</p> <p>積立金の受取り等について</p> <p>① 脱退一時金 および一部払出し(減口) 一時所得の対象となります。原則、確定申告をしてください。ただし、50万円の特別控除があります。 ●脱退一時金…課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2 ●一部払出し(減口)…課税対象額=(払出金額-払出金額に対する保険料-50万円)×1/2 ※いずれも他に一時所得がない場合、また、所得税・住民税に加え復興特別所得税が課税されます。</p> <p>② 遺族一時金 相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合(法定相続人が受取った他の生命保険金等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)は「500万円×法定相続人数」までが非課税です。</p> <p>③ 年金 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得となります。確定申告をしてください。 課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額×$\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$) なお、課税対象額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収を行ないます。</p>

共通項目

介護両立支援プラン

グループ保険

セーフティプラン

長期休業補償プラン

総合個人年金

自分が介護を担っても仕事と両立していくために

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、38ページ以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

両立のカギは「時間」～介護をマネジメントする～



自分が介護をする前提ではなかなか両立は難しい

要介護2だと47.8%が1日**2時間以上**
要介護5だと54.6%が**ほとんど終日**介護している(※1)
介護期間は4～10年未満が最多**28.3%**
10年以上も**14.5%**(※2)



子育てや自分の生活費に加え介護費用をまかなうのは大変

介護にかかった費用総額
男性平均 **855万円**
女性平均 **1,175万円**(※3)



仕事しながら情報収集するのは大変

65.2%が親の介護に対して「介護の方法や制度に関する情報が十分に得られないこと」が不安(※4)

両立可能なケアプランのために介護にかかる費用を保障します

日常的に必要な費用

様々なサービスを活用することで自分自身で介護をしすぎない

- 公的介護保険サービスの限度額超過(全額自己負担)部分
- 公的介護保険の自己負担分
- 家事代行サービス
- 配食サービス
- 安否確認サービス



介護施設・一時的にかかる費用

大きくなるかもしれない負担に備える

- 有料老人ホームなどの入居費用
- 特別養護老人ホームなど公的介護保険の施設への入居費用
- グループホーム(認知症向け施設)への入居費用
- 住宅改修にかかる費用

イレギュラーコスト

安心して介護するために

- 有料老人ホームのショートステイ費用
- 帰省やレスパイト(休息)にかかる交通費
- 認知症患者検索費用

食事や排泄の介助など、毎日長時間、慣れない介護を担いながら、自分の生活と仕事を両立することが想像できるでしょうか。何の知識もないまま突然介護が始まり、相談できないまま抱え込んでしまう方も少なくありません。心身ともに疲弊すると判断力も鈍り、介護離職に至ってしまうこともあります。

仕事と介護を両立するには、自分自身で介護をするのではなく、介護をマネジメントしていくことが重要です。介護両立支援プランはマネジメントに必要な資金とプランをそろえ、両立をしっかりサポートします。



介護になった原因**第1位**(※5)
認知症は徘徊などを伴うと**1日中目が離せなくなり**家族の負担が大きくなります

認知症の症状がある場合、**要介護1**(※)から保障します

または要介護2～5に該当したとき保障します
(※) 要介護1かつ認知症自立支援度Ⅱa以上を指します

- (※1) 厚生労働省「国民生活基礎調査」同居している主な介護者の介護時間 2016年
- (※2) 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2018年
- (※3) 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2015年より試算
- (※4) 第一生命保険「親の介護に対する40代・50代の不安と準備」2015年1月
- (※5) 厚生労働省「国民生活基礎調査」2016年

仕事と介護の両立のプロが1人1人異なる介護の悩みにお応えします

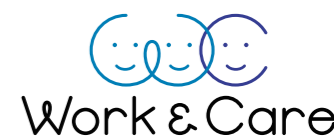
どうやって両立したらいい?
役所、サービス業者、勤務先、病院...
確認先が多すぎて時間がない!

インターネットで調べるとますます不安になる...
これからどうすればいいんだろう。

- 全国規模の介護施設・サービスの知見
- ソニーの介護支援制度
- 仕事と介護の両立支援の実績
- 地域の介護サービス情報
- 介護ストレスの相談

ベネッセグループで、女性活躍推進のパイオニアとして、従業員のワークライフマネジメント支援を行ってきた実績と、20年以上の介護施設運営を通して1万人以上の高齢者の生活を支援してきた実績、人事と介護の実績に裏打ちされた専門性を活かして、「仕事と介護の両立」をサポートします。

ベネッセシニアサポートの仕事と介護の両立支援サービス



	保険期間	引受	加入対象者	対象年齢
介護両立支援プラン	2020年7月1日0時～ 2021年1月1日16時まで	●: 損害保険ジャパン株式会社 ●: ソニーグループ保障共済会	ご加入いただける方についての詳細は 7ページをご確認ください	

保障内容と保険料

保障内容の詳細は39～42ページの保障のあらましをご確認ください

● 保障内容 要介護1かつ認知症自立支援度Ⅱa以上または要介護2から5に該当したとき保障します

※要介護度の目安と保障対象の詳細については9ページをご確認ください

	項目	概要説明	引受
日常的に必要な費用	介護サービス利用費用	公的介護保険の利用限度額を超えての介護サービス利用費用や自己負担分	保 -
	家事代行サービス利用費用	対象者または社員ご本人が利用した家事代行費用	保 -
	配食サービス利用費用	対象者のために配食サービスを利用した費用	保 -
	安否確認サービス利用費用	対象者の安否を確認するためのサービス費用	保 -
イレギュラーコスト	ショートステイ利用費用	ショートステイを利用した場合の、居住費または施設の利用料ならびに、介護、食事の対価として支払う費用(公的介護保険対象外部分)	- 共
	帰省にかかる交通費	対象者の居住する地へ帰省するための交通費(免責(自己負担額)金額:3,000円)	- 共
	レスパイトにかかる交通費	社員ご本人の休息のために外出に利用した交通費、および冠婚葬祭や出張等のために臨時で介護サービスを利用するために要する交通費(免責(自己負担額)金額:3,000円)	- 共
	認知症患者検索費用	対象者が行方不明となったことにより、検索のために必要となった費用	- 共
介護施設・一時的にかかる費用	住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者居住の住宅を改修した費用(100万円限度)	保 (*1) -
	介護施設入居費等	対象者が有料老人ホーム等に入居するための費用(300万円限度)(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 など) 対象者が保険引受部分で対象とならない介護施設等に入居するための費用(グループホーム、特別養護老人ホーム など)	保 (*1) -

(※1) 住宅改修費用としてお支払いする保険金は100万円を、介護施設入居費用のうち保険引受部分でお支払いする保険金は300万円を限度とします。

● 保障額 「● 保障内容」の内容について対象期間(10年)通算でのお支払い限度額となります

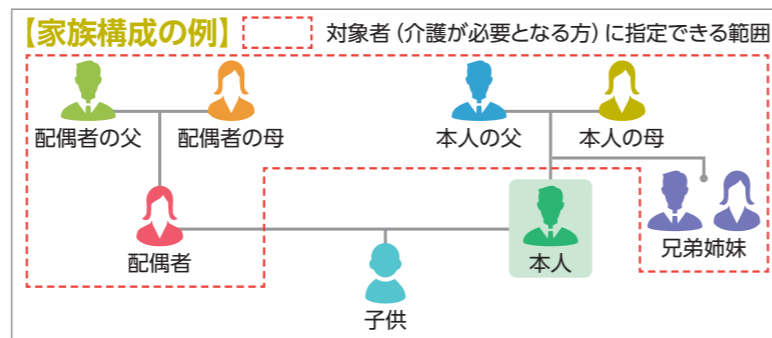
	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1,000万円コース
保険引受部分	300万円	500万円	700万円	1,000万円
共済引受部分	30万円	50万円	70万円	100万円

● ご加入いただける方の範囲

あらかじめ対象者(介護が必要となる方)をご指定いただけます。社員ご本人がその対象者の介護のために負担した費用を保障します。

※対象者の年齢が満40歳以上満79歳以下の方が新規加入いただけます。継続は、満89歳以下の方まで可能です。

※加入者および被保険者(負担した介護費用の保障を受ける方)となるのは社員ご本人のみです。



ご利用いただけるサービス

利用方法や最新情報はNSFエンゲージメント保険のページでご確認ください。仕事と介護の両立に役立つサービスを随時追加していく予定です。

● 情報サービスは、対象者が所定の介護状態に該当していなくても、介護両立支援プランの加入者全員が

ベネッセシニアサポート 電話相談サービス

公的介護保険サービスはどうなっているのか、介護両立支援プランで保障されるような介護保険外サービスはどのタイミングでどう使えば両立に効果的なのか、介護に疲れ果てて誰かに悩みを聞いてほしい、介護施設の選び方は…介護のことが気になったら、まずはお電話ください。「仕事と介護の両立」のプロフェッショナルがあなたをサポートします。

ベネッセシニアサポートの仕事と介護の両立支援サービス



受付時間 9:00～17:00
日・祝・年末年始を除く

受信日より3営業日以内を目途に返信

● 保険料 / 月額 所定の要介護状態に該当した場合、翌月以降の保険料のお支払いは不要になります。

対象者の満年齢(※1)		300万円コース		500万円コース		700万円コース		1,000万円コース	
		保険 共済	保険 共済	保険 共済	保険 共済	保険 共済	保険 共済		
新規・中途加入・更新	40～44歳	380円	370円 10円	390円	380円 10円	410円	400円 10円	420円	410円 10円
	45～49歳	410円	400円 10円	450円	440円 10円	490円	470円 20円	530円	510円 20円
	50～54歳	490円	470円 20円	580円	560円 20円	650円	620円 30円	750円	710円 40円
	55～59歳	660円	630円 30円	860円	820円 40円	1,030円	970円 60円	1,230円	1,150円 80円
	60～64歳	1,040円	980円 60円	1,480円	1,390円 90円	1,830円	1,710円 120円	2,290円	2,120円 170円
更新のみ	65～69歳	1,860円	1,740円 120円	2,820円	2,630円 190円	3,590円	3,330円 260円	4,590円	4,230円 360円
	70～74歳	3,580円	3,330円 250円	5,630円	5,240円 390円	7,270円	6,730円 540円	9,400円	8,640円 760円
	75～79歳	6,980円	6,480円 500円	11,190円	10,400円 790円	14,550円	13,470円 1,080円	18,930円	17,390円 1,540円
	80～84歳	13,030円	12,090円 940円	21,070円	19,590円 1,480円	27,480円	25,460円 2,020円	35,850円	32,970円 2,880円
	85～89歳	21,850円	20,310円 1,540円	35,510円	33,070円 2,440円	46,390円	43,060円 3,330円	60,560円	55,820円 4,740円

(※1) 年齢は2020年7月1日時点での対象者の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢)となります。

※本プランは、対象者(介護を受けるご家族)の年齢により保険料が変わります。

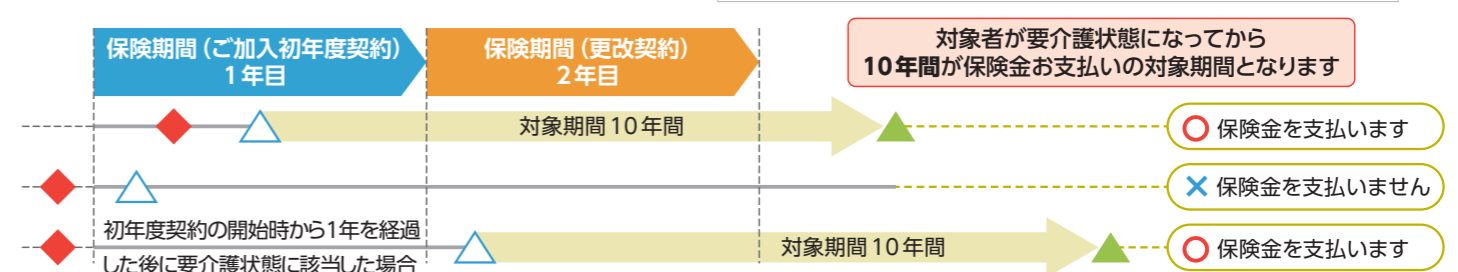
※対象者の年齢が満40歳以上満79歳以下の方が新規加入いただけます(継続は満89歳以下の方まで可能です)。

※ご契約は1年ごとの更新となります。更新時の保険料は、更新契約の保険始期日時点での対象者の満年齢による保険料となります。

※対象者が亡くなった場合、本プランは終了します。巻末のお問合せ先までご連絡ください。

※介護両立支援プランの保険引受部分の保険料は介護保険料控除の対象となります(2020年1月現在)。共済引受部分は控除の対象にはなりません。

● 保険期間と保険金の支払対象期間



URL: <https://hoken.sonycos.co.jp/>

ご利用いただけます。サービスを活用してしっかりと準備しましょう。

● その他便利なWEBサービスなど

SOMPO 笑顔倶楽部(損保ジャパン パートナー企業)

介護に関する情報不足を支援するWEBサービスです。

- 認知症知識 / 最新情報
- 認知症機能チェック
- 認知機能低下の予防サービス紹介・介護に関するサービスの紹介

お元気コール(NTTマーケティングアクト)

離れて暮らす対象者に定期的に連絡し、登録者へメールで近況報告するサービスです。

ソニーグループ保障共済会について

Q ソニーグループ保障共済会とはなんですか？

A ソニーグループの福利厚生保険でより充実した保障設計を実現するため、2016年9月に設立した共済会です。2020年契約より新たにグループ保険の団体傷害共済（上乗せ保障）、セーフティプランの一部、介護両立支援プランの一部で保障を提供します。

Q 破綻のリスクや共済金が支払われないなどということはないでしょうか？

A 保障の特性に合わせてリスクに応じた商品設計と保険料の設計をしたり、万が一に備え、共済契約の一部は保険会社に保障を転嫁（再保険）するなどして、リスク回避しています。

Q 指定紛争解決機関（ADR）の利用は可能ですか？

A 指定紛争解決機関（ADR）のご利用はいただけません。

図 公的介護保険の要介護認定のめやすとサービス利用限度額

介護両立支援プランで保障対象になる範囲

要介護度区分	公的介護保険のサービス利用限度額（ ）内は自己負担割合1割の場合の負担額例 要介護認定のめやす
要支援1、2	【要支援1】 50,030円 (5,003円) 【要支援2】 104,730円 (10,473円) 起き上がり、歩行等の基本動作はほぼ単独で可能だが、家事、服薬等の日常動作で支援が必要。
要介護1	166,920円 (16,692円) 食事、排泄は単独で可能だが、家事などの日常動作が要支援状態より低下している。
要介護2	196,160円 (19,616円) 歩行等日常動作に部分的に介護を要する。認知症では理解力低下が表面化。
要介護3	269,310円 (26,931円) 日常動作（食事など）で全面的に介護が必要。認知症では問題行動が現れる。
要介護4	308,060円 (30,806円) 単独での歩行や排泄ができない。認知症では理解力の低下が顕著。
要介護5	360,650円 (36,065円) 食事・排泄等で介護なしでは生活できない。認知症では理解力低下、問題行動あり。

レベル	認知症生活自立度 判定基準
I	「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能レベル。
II a	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
II b	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
III a	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
III b	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態」
IV	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」
M	「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」

要介護1の場合は「II」が保障の対象です

認知症生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。（2020年1月現在の公的介護保険制度に基づくものであり、今後改定される場合があります。）

全般

Q どのような場合に保険金を受け取ることができますか？

A 対象者（介護が必要となる方）が要介護2～5、一定の認知症の症状がある場合は要介護1に該当したことにより、社員本人が日本国内において対象者の介護のために所定のサービス等の費用を負担した場合、保障額を限度（※）にお支払いします。
（※）個別に保障額が定められる場合があります。詳しくは7ページをご確認ください。

Q 保険金を受け取ることのできる介護の状態は、誰が判断するのですか？

A 公的介護保険制度の要介護認定に準拠します。下図をご確認ください。

Q すでに親の介護をしているのですが、加入できますか？

A 告知事項に該当する場合はご加入いただけません。10ページの「告知について」をご確認ください。

Q 保険金額に達するまで保険金が支払われますか？

A 保険金の支払期間が決まっています。所定の要介護状態に該当した日から起算して、10年間になります。ただし、お支払いした保険金の累計額が保険金額に到達した時点で終了します。

Q 公的介護保険制度を利用するのにもお金がかかるのですか？

A 所得に応じた自己負担がかかります。認定された介護度に応じて利用できる介護サービス量（利用限度額）が決まり、実際に利用したサービスの1～3割を負担することになります（※）。サービスの利用回数や種類を増やして限度額を超えた場合、超過した全額が自己負担になります。
（※）2020年1月時点

Q 対象者（介護が必要となる方）の年齢に加入制限はありますか？

A 新規加入の場合、2020年7月1日時点で満40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）までの方が対象となります。中途加入の場合は、中途加入日時点の対象者の満年齢となります。

Q 継続していく場合、保険料は加入時のままで変わりませんか？

A いいえ。毎年1月1日時点の対象者（介護が必要となる方）の年齢によって保険料が決まります。5歳刻みで保険料が設定されていますので、8ページをご確認ください。

Q 終身の保障ですか？

A いいえ。対象者（介護が必要となる方）の年齢が、更新日時点で89歳以下の方がご加入できます。

告知について

介護両立支援プランの健康状態に関する告知について
<ul style="list-style-type: none"> ■加入にあたっては、対象者（加入時に指定された被保険者のご家族）の「健康状態に関する告知」にご回答いただく必要があります。 ■対象者には、被保険者の親、兄弟姉妹、配偶者および被保険者の配偶者の親を指定することができます。 ■被保険者（社員ご本人）が告知者として、対象者の公的介護保険の認定・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知をしていただけます。被保険者のみ告知いただくことができます。
告知に関する重要なお知らせ
<ul style="list-style-type: none"> ■告知は被保険者（社員ご本人）ご自身が、対象者（加入時に指定された被保険者のご家族）の公的介護保険の認定・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままを記入ください。 ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。 ・告知書の署名は被保険者本人自らが行ってください。被保険者と異なる方による代理告知はできません。 ■告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。 ・38ページ「重要事項のご説明」を必ずお読みください。

Q 認知症の親が電車を止めた場合などの賠償責任については保障されますか？

A 介護両立支援プランには賠償責任の保障はありません。セーフティプランのライフガードコースでカバーできる場合がありますので、21～22ページをご確認ください。

Q 介護が必要になるのは先のことと思いますが、今からの備えが必要ですか？

A 骨折や脳卒中など突然のきっかけを原因に介護が始まる方も多いため、年齢が高くなると保険に加入する際の「告知事項」に該当してしまい、加入できないケースも考えられます。早めにご検討されることをおすすめします。

お手続き

Q 被保険者（社員本人）が亡くなった場合、家族が契約を引き継ぐことはできますか？

A いいえ。社員が仕事と介護を両立することを支援するプランのため、ご家族への引継ぎはできません。社員死亡時は保障が終了しますので、巻末のお問合せ先までご連絡ください。

Q 対象者（介護が必要となる方）が所定の要介護状態になった後の保険料の払込みはどうなりますか？

A 所定の要介護状態に該当した日の翌月分から、その後の保険料のお払込みは不要となります。所定の要介護状態に該当した場合は、巻末のお問合せ先までご連絡ください。

万の際の死亡・所定の高度障がい状態を保障 残されたご家族のために

商品内容のご説明

意向確認書 ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。 この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。 ■死亡保障・高度障がい保障【団体定期保険】 当パンフレット(65～68ページの「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保障内容はニーズに合致していますか。 <input type="checkbox"/> ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。
---	---

	引受	加入対象者
団体定期保険	日本生命保険相互会社(事務幹事会社)	本人 配偶者※ (配偶者のみのご加入はできません。)
団体傷害保障	ソニーグループ保障共済会	本人 配偶者※ (配偶者が団体定期保険に加入していれば、配偶者のみの加入も可能です。)

※会社が認める同性パートナーを含みます。

グループ保険は **団体定期保険(生命保険)** 死亡・所定の高度障がい保障 と **団体傷害保障(上乗せ保障)** ケガによる死亡・後遺障害保障(上乗せ保障) で構成されています。
 それぞれの商品特性により取扱いが相違する部分がありますので、ご注意ください。
 商品ごとの主な取扱内容につきましては、13ページをご確認ください。

保障額と保険料

団体定期保険

死亡・病気やケガによる所定の高度障がい状態を保障



団体傷害保障(上乗せ保障)

不慮の事故(ケガ)による死亡・後遺障害保障
(注)団体傷害保障(上乗せ保障)のみのご加入はできません。

〈月払保険料(確定)〉

(保険料の単位:円)

加入いただける方 および加入可能額	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	性別	生年月日							
			1984/7/2~ 2005/7/1	1979/7/2~ 1984/7/1	1974/7/2~ 1979/7/1	1969/7/2~ 1974/7/1	1964/7/2~ 1969/7/1	1959/7/2~ 1964/7/1	1954/7/2~ 1959/7/1	1949/7/2~ 1954/7/1
本人	200万円	男性	539	542	545	551	560	573	596	627
		女性	537	540	542	546	552	557	566	577
	300万円	男性	809	813	818	827	841	860	894	940
		女性	805	810	813	820	828	836	849	866
	500万円	男性	1,349	1,355	1,364	1,379	1,402	1,434	1,490	1,568
		女性	1,342	1,351	1,356	1,367	1,380	1,394	1,415	1,444
	1,000万円	男性	2,699	2,711	2,729	2,759	2,804	2,869	2,980	3,136
		女性	2,685	2,702	2,712	2,734	2,761	2,788	2,830	2,889
	1,500万円	男性	4,049	4,066	4,093	4,138	4,206	4,304	4,470	4,704
		女性	4,028	4,053	4,068	4,101	4,141	4,182	4,245	4,334
	2,000万円	男性	5,399	5,422	5,458	5,518	5,609	5,739	5,961	6,272
		女性	5,371	5,405	5,425	5,469	5,522	5,576	5,660	5,779
	2,500万円	男性	6,748	6,777	6,822	6,897	7,011	7,173	7,451	
		女性	6,713	6,756	6,781	6,836	6,902	6,970	7,075	
	3,000万円	男性	8,098	8,133	8,187	8,277	8,413	8,608	8,941	
		女性	8,056	8,107	8,137	8,203	8,283	8,364	8,490	
3,500万円	男性	9,448	9,488	9,551	9,656	9,815	10,043	10,431		
	女性	9,399	9,458	9,493	9,570	9,663	9,758	9,905		
4,000万円	男性	10,798	10,844	10,916	11,036	11,218	11,478	11,922		
	女性	10,742	10,810	10,850	10,938	11,044	11,152	11,320		
4,500万円	男性	12,147	12,199	12,280	12,415	12,620	12,912			
	女性	12,084	12,161	12,206	12,305	12,424	12,546			
5,000万円	男性	13,497	13,555	13,645	13,795	14,022	14,347			
	女性	13,427	13,512	13,562	13,672	13,805	13,940			
5,500万円	男性	14,847	14,910	15,009	15,174	15,424	15,782			
	女性	14,770	14,863	14,918	15,039	15,185	15,334			
6,000万円	男性	16,197	16,266	16,374	16,554	16,827	17,217			
	女性	16,113	16,215	16,275	16,407	16,566	16,728			

	本人	配偶者
タイプ	傷害死亡・後遺障害保険金額	月払保険料
A	200万円	100円
B	300万円	150円
C	500万円	250円
D	800万円	400円

【グループ保険(団体定期保険)のPoint】

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、**配当金をお支払いします**。配当金のお支払いがある場合は、**実質負担額が軽減**されます。
 配当金の詳細につきましては、13ページをご確認ください。

＜過去3年間の配当還元率※1＞

年度	2016年度	2017年度	2018年度
保険期間	2016年1月1日～ 2016年12月31日	2017年1月1日～ 2017年12月31日	2018年1月1日～ 2018年12月31日
配当還元率	約66.7%	約79.0%	約61.2%

※1 年間払込保険料(※1)に対する配当金の割合です。
 (※1) 配当金分配対象とならない年度途中脱退者および退職後継続加入者の保険料は含みません。
 ※2 上記は過去の配当実績に基づくものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

＜保険金額上限について＞

2020年7月1日時点の年齢における保険金額上限は以下のとおりです。
 満61歳以上の方(1954/7/2～1959/7/1):4,000万円以下
 満66歳以上の方(1949/7/2～1954/7/1):2,000万円以下

詳細は、13ページの「在職継続者の保険金額上限」欄をご確認ください。

●配偶者の保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。
 ●記載の保険料は確定保険料です。ただし、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日を基準として計算された生年月日にてご確認ください。

加入いただけません。
(＜保険金額上限について＞)をご確認ください)

主な取扱内容について

団体定期保険

加入年齢範囲 (被保険者になれる方)	<p>本人 (2020年7月1日時点、年齢満60歳以下の方)</p> <p>配偶者 (2020年7月1日時点、年齢満16歳以上満60歳以下の方) (会社が認める同性パートナーを含みます。)</p> <p>※詳細は団体定期保険 43～44ページをご参照ください。</p> <p>本人在職中に限り、年齢満75歳まで継続可能(在職継続者) ※配偶者のみのご加入はできません。</p>															
保険期間	<p>2020年7月1日から2020年12月31日まで(継続の方は自動更新できます。)</p> <p>2020年7月1日から効力を発生します。</p> <p>※毎年の「秋の保険月間」以外では、プラン変更・脱退(*)は原則できません。 (*)保険法第58条に定められた場合を除きます。</p>															
配当金	<p>1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、翌年3月の給与支払時に配当金をお支払いします。 ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、退職後継続加入者には配当金は支払われません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">配当金のしくみ</p> <p style="text-align: center;">配当金のお支払いにより実質負担額が軽減されます。</p> <p style="text-align: center;">[死亡(高度障がい)保障【団体定期保険】のみ]</p> <p style="text-align: center;">※実質負担額:年間払込保険料から配当金を控除した金額</p> </div>															
保険料の払込方法	<p>毎月の給与から控除します。(2020年7月開始)</p>															
在職継続者の 保険金額上限	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>年齢</th> <th>死亡保険金額(高度障がい保険金額)上限額</th> <th>配当金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>本人</td> <td>満61歳以上満65歳以下</td> <td>4,000万円(4,000万円)</td> <td>剰余金が生じた場合、配当金あり</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>本人・配偶者</td> <td>満66歳以上満75歳以下</td> <td>2,000万円(2,000万円)</td> <td>剰余金が生じた場合、配当金あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記①②の制限に該当される場合は、減額のお手続きがない場合でも自動的に上限額に減額して更新されます。 (本人が②の制限に該当される場合、満66歳未満の配偶者も同様に自動的に2,000万円に減額して更新されます。)</p> <p>※更新日(1月1日)時点で満61歳以上の方は増額できません。 ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、退職後継続加入者には配当金は支払われません。 ※更新日(1月1日)時点で満76歳の方は脱退となります。</p> <p>※退職後の保障継続については3ページをご確認ください。</p>		対象者	年齢	死亡保険金額(高度障がい保険金額)上限額	配当金	①	本人	満61歳以上満65歳以下	4,000万円(4,000万円)	剰余金が生じた場合、配当金あり	②	本人・配偶者	満66歳以上満75歳以下	2,000万円(2,000万円)	剰余金が生じた場合、配当金あり
	対象者	年齢	死亡保険金額(高度障がい保険金額)上限額	配当金												
①	本人	満61歳以上満65歳以下	4,000万円(4,000万円)	剰余金が生じた場合、配当金あり												
②	本人・配偶者	満66歳以上満75歳以下	2,000万円(2,000万円)	剰余金が生じた場合、配当金あり												

団体傷害保障(上乗せ保障)

加入年齢範囲 (被保険者になれる方)	<p>本人 (2020年1月1日時点、年齢満60歳以下の方)</p> <p>配偶者 (2020年1月1日時点、年齢満16歳以上満60歳以下の方) (会社が認める同性パートナーを含みます。)</p> <p>※詳細は団体傷害保障 45～46ページをご参照ください。</p> <p>本人在職中に限り、年齢満75歳まで継続可能(在職継続者)</p>
保障期間	<p>2020年7月1日0時から2021年1月1日16時まで(継続の方は自動更新できます。)</p> <p>2020年7月1日0時から効力を発生します。</p> <p>※毎年の「秋の保険月間」以外では、タイプ変更・脱退(*)は原則できません。 (*)保険法第87条に定められた場合を除きます。</p>
配当金	<p>配当金はありません。</p>
保険料の払込方法	<p>毎月の給与から控除します。(2020年7月開始)</p>
在職継続者の保険金額上限	<p>パンフレットに記載の保険金額であれば、年齢による保険金額の上限は特にありません。</p>

「団体定期保険」の詳細は「規定事項」および「契約概要」※と「注意喚起情報」※をご確認ください。これらにはそれぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」※には、ご加入のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「規定事項」・「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管ください。
※38ページ(特に重要なお知らせ)を必ずご確認ください。

全般

- Q** 団体定期保険と団体傷害保障(上乗せ保障)の違いは何ですか?
- A** 最大の違いは、保険金(共済金)の支払事由が異なるという点です。
- 【保険金(共済金)が支払われる場合】**
- 団体定期保険**
⇒(死亡等の原因が)病気・ケガの場合問わず保障
- 団体傷害保障(上乗せ保障)**
⇒(死亡等の原因が)ケガの場合のみ保障
- つまり、団体傷害保障(上乗せ保障)については、病気で亡くなりになったりした場合には共済金が支払われないということになります。また団体定期保険は所定の高度障がい状態になられた場合に、団体傷害保障(上乗せ保障)は後遺障害が生じたときに保険金(共済金)が支払われますが、この違いやその他詳細な保障内容については43～46ページをご確認ください。ご不明な点は巻末のお問合せ先までご連絡ください。

- Q** 終身保険ですか?
- A** 〈団体定期保険・団体傷害保障(上乗せ保障)〉終身保険ではありません。加入上限年齢は13ページ中欄にてご確認ください。

- Q** グループ保険を脱退した時に保険料は戻ってきますか?
- A** いいえ、当該保険には脱退による解約払戻金や解約返戻金はありませんので、払込んだ保険料が戻ることはありません。ただし、団体定期保険には剰余金が生じた場合、配当金の制度があります。配当金についての詳細は13ページおよび43ページをご確認ください。

お申込み

- Q** 夫婦ともにソニーグループ社員の場合、どちらかが配偶者として申込むのですか?
- A** それぞれが本人としてお申込みください。配偶者としてのご加入は、本人が退職や万一の場合、保障がなくなってしまうなどの不都合が起こる可能性があります。
- Q** 配偶者だけ加入することはできないのですか?
- A** 〈団体定期保険〉配偶者のみの加入はできません。
〈団体傷害保障(上乗せ保障)〉配偶者のみの加入も可能です。
(注)配偶者が団体定期保険に加入していることが前提です。

お手続き

- Q** 「死亡保険金受取人指定書」はどんな場合に必要なのですか?
- A** 〈団体定期保険〉本人の死亡保険金受取人を複数指定される場合および本人との続柄が「その他(9)」(配偶者、子ども、父母、祖父母、兄弟姉妹、法定相続人以外)となる方を死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。書類のダウンロードについては巻末のお問合せ先までご連絡ください。
- Q** 死亡保険金受取人を変更する場合の手続方法を教えてください。また、その変更はいつから有効になるのですか?
- A** 「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(または(株)NSF エンゲージメント)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。書類のダウンロードについては巻末のお問合せ先までご連絡ください。

- Q** 死亡保険金受取人の変更も募集期間でしか受けられないのでしょうか?
- A** 死亡保険金受取人の変更は随時可能です。巻末のお問合せ先までご連絡ください。

- Q** 申込印は実印でなければいけませんか?
- A** いいえ、認印で構いません。

告知

- Q** 告知はどんな場合に必要なのですか?
- A** 〈団体定期保険〉新規で加入される場合と増額される場合は健康状態等の告知が必要です。脱退・減額される場合は告知の必要はありません。
〈団体傷害保障(上乗せ保障)〉健康状況告知の必要はありません。
- Q** 病気(ケガ)の状況が、告知に関する質問事項に対して「はい」か「いいえ」か判断できません。
- A** 〈団体定期保険〉告知に関する質問事項に対する答えに迷われる場合は、必ず「被保険者の告知書」をご提出ください。提出いただいた「被保険者の告知書」の内容を保険会社が判断し、加入をお断りする場合がございます。(お引受けできない場合は書面にて通知させていただき、加入いただける場合はご連絡はいたしません。なお、提出いただいた「申込書兼告知書」・「被保険者の告知書」等は返却されず、保険会社に所定の期間保管されます。)

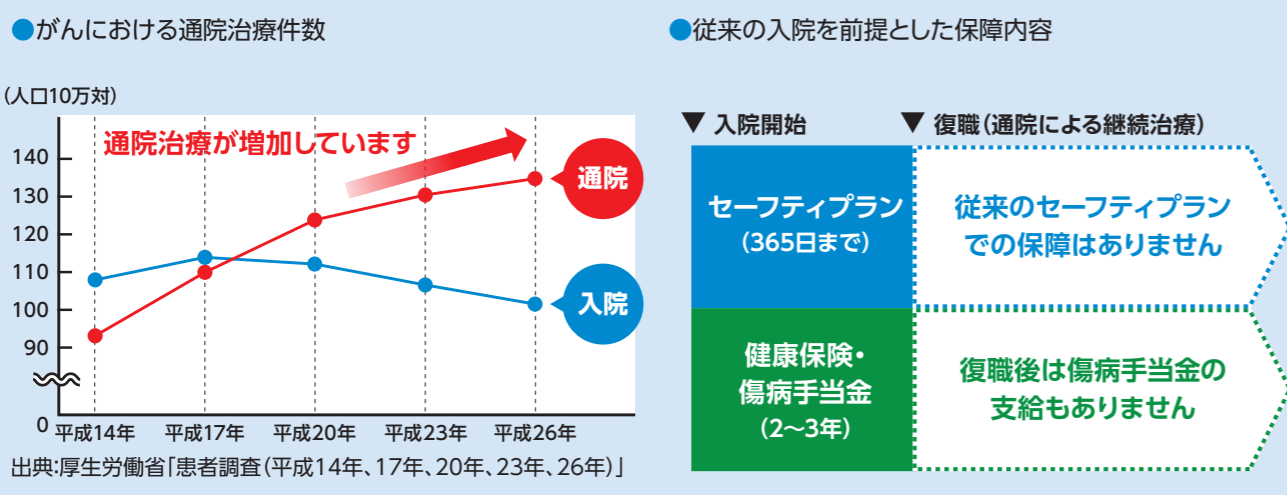
グループ保険は、ソニーグループの福利厚生制度としてソニー株式会社がお案内する団体保険です。

◇37ページのFAQ・ご加入に際してもあわせてご確認ください。

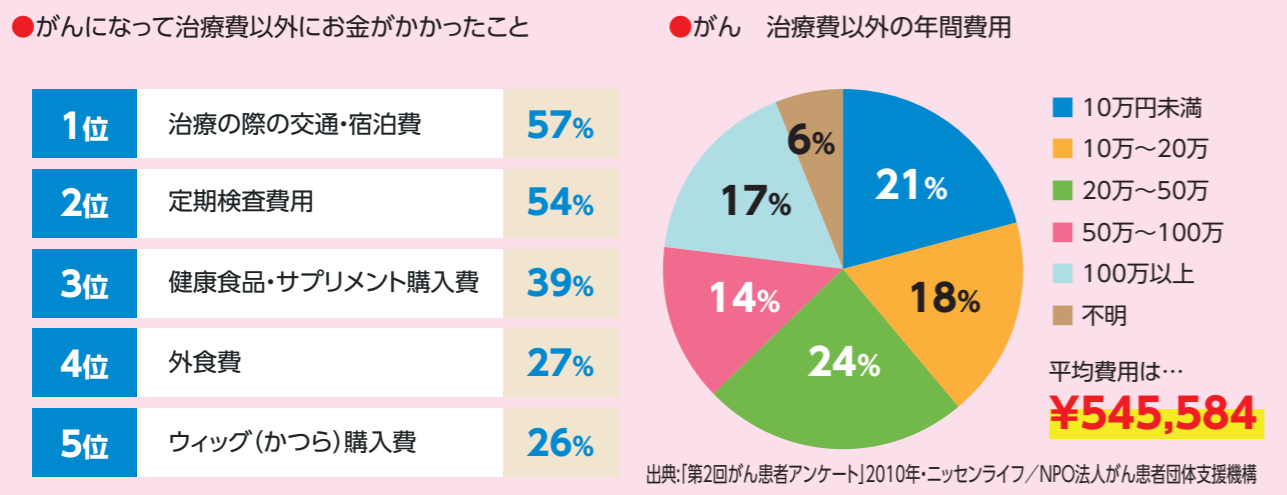
2020年度契約より導入! **新オプション「がん治療サポート」は、働きながらがんの治療をする人たちを応援します!**

がん治療の方法は多様化しています

1 がん治療は長期にわたることが多い一方で、近年、治療方法は通院治療にシフトしつつあります。働きながら通院される方が増える中、従来の入院を前提とした保障では保障対象外となるケースが出てきています。



2 放射線治療や抗がん剤、ホルモン治療など、治療方法が多様化しています。また、通院治療では交通費や外見ケア (ウィッグ等) にかかる費用などのさまざまなお金がかかります。



2020年1月1日契約より「がん治療サポート」を導入!

「がん治療サポート」のポイント!

- Point 1** がん治療が長期化する場合の経済的負担を考慮し、がんと診断された時だけでなく、がんの治療を継続している場合に限り、年に1度50万円を、最大6回まで共済金を受け取ることができます。
- Point 2** 治療方法の多様化、働きながら治療を続ける方のQOL (生活の質) 向上に対応すべく、様々な費用にお使いいただけるよう一時金でお支払いします。

<保障概要>

次のいずれかに該当したとき「がん治療サポート共済金」をお支払いします。(1回:50万円、最大6回まで)

- ①初めてがんと診断確定されたとき
- ②前回の支払いから1年経過した日の翌日以後にがんの治療を目的とした入院または通院をしたとき

※上記は悪性新生物の場合の保障概要です。詳細については50ページの「保障のあらまし」をご確認ください。

<がん治療サポート保障 ~保険金受取イメージ~>

様々な費用に対応する一時金保障で、長期に渡って治療をサポートします!

がん診断確定 → 入院 → 通院 (1年経過ごとに支払1回目50万円、2回目50万円、3回目50万円、4回目50万円) → 経過観察 (経過観察期間は保障対象外)

一時金としてまとまったお金で、安心して治療に専念

様々な費用にお使いいただける一時金保障で長期間サポート

- ・通院による様々な治療に伴う費用 (例: 抗がん剤治療やホルモン治療)
- ・健康保険などでは保障されない、QOL向上に伴う費用 (例: ウィッグの購入費用)
- ・仕事と治療を両立するために効果的な費用 (例: 家事代行サービス費用) 等々

共通項目
介護両立支援プラン
グループ保険
セーフティプラン
長期休業補償プラン
総合個人年金

突然の病気・ケガや事故、思いもかけないリスクにご本人やご家族の保障として

本人・ファミリーコース	保障期間	引受	加入対象者
	2020年7月1日0時～ 2021年1月1日16時	●:三井住友海上火災保険株式会社 ◎:ソニーグループ保障共済会	社員ご本人・ご家族 (配偶者※1)・子供・両親・兄弟姉妹・本人と同居の祖父母・孫 【2020年1月1日時点 満84歳以下】

※1 同性パートナーを含みます。お手続き等の詳細は、(株)NSFエンゲージメントまでお問い合わせください。
(注)オプション①所得補償については、満15歳以上の就業者のみご加入できます。

本人・ファミリーコース

基本保障

ご加入を希望される方、おひとりずつご加入ください。社員本人とご家族※2の方いづれもご加入いただけます。

(※2) 配偶者※1・子供・両親・兄弟姉妹および社員ご本人と同居の祖父母・孫

保障内容

詳細は47～58ページの保障のあらましをご参照ください

		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ (傷害のみ)	概要説明		
基本保障	入院	病気	4,000円/日 保	6,000円/日 保	8,000円/日 保	12,000円/日 保	病気の治療のため入院したとき(※)。1回の病気入院について365日が限度 *「日帰り入院」の場合でも保険金支払いの対象となります。		
		ケガ	4,000円/日 共	6,000円/日 共	8,000円/日 共	12,000円/日 共	4,000円/日 共	事故でケガをしたことにより、事故発生日から180日以内に入院したとき(180日限度)	
	手術	入院中	Point 差額ベッド代 共	差額ベッド代 共	差額ベッド代 共	差額ベッド代 共	-	手術を伴う入院時の差額ベッド代実費(15,000円×入院日数)かつ1回の病気入院について「100万円」限度 ※1月1日時点で65歳以上の方はお支払い対象外	
			入院中以外	2万円/回 保	3万円/回 保	4万円/回 保	6万円/回 保	-	病気入院の期間中に病気の治療のために所定の手術を受けたとき
		入院中	Point 差額ベッド代 共	差額ベッド代 共	差額ベッド代 共	差額ベッド代 共	差額ベッド代 共	-	手術を伴う入院時の差額ベッド代実費(15,000円×入院日数)かつ1事故「100万円」限度 ※1月1日時点で65歳以上の方はお支払い対象外
			入院中以外	2万円/事故 共	3万円/事故 共	4万円/事故 共	6万円/事故 共	2万円/事故 共	事故発生日から180日以内のケガ入院の期間中に、そのケガの治療のために手術を受けたとき
	先進医療	Point 1,000万円限度 保	1,000万円限度 保	1,000万円限度 保	1,000万円限度 保	-	ケガや病気により、日本国内で先進医療を受けたとき		
	放射線治療	4万円/回 保	6万円/回 保	8万円/回 保	12万円/回 保	-	病気の治療のために放射線治療を受けたとき		

保険料/月額

ソニーグループのスケールメリットと優良な損害実績により割安な保険料で加入できます。
(注)年齢は2020年1月1日時点での満年齢となります。

年齢	Aタイプ	保険共済	Bタイプ	保険共済	Cタイプ	保険共済	Dタイプ	保険共済	Eタイプ	保険共済
0～4歳	620円	420円 200円	860円	600円 260円	1,090円	780円 310円	1,580円	1,150円 430円	110円	110円
5～9歳	500円	350円 150円	720円	510円 210円	930円	670円 260円	1,350円	970円 380円	110円	110円
10～14歳	410円	270円 140円	570円	370円 200円	720円	470円 250円	1,060円	690円 370円	110円	110円
15～19歳	410円	270円 140円	570円	370円 200円	730円	480円 250円	1,070円	700円 370円	110円	110円
20～24歳	460円	310円 150円	660円	450円 210円	840円	580円 260円	1,220円	840円 380円	110円	110円
25～29歳	550円	390円 160円	770円	550円 220円	990円	720円 270円	1,460円	1,070円 390円	110円	110円
30～34歳	630円	450円 180円	890円	650円 240円	1,140円	850円 290円	1,670円	1,260円 410円	110円	110円
35～39歳	660円	470円 190円	920円	670円 250円	1,180円	880円 300円	1,720円	1,300円 420円	110円	110円
40～44歳	660円	470円 190円	930円	680円 250円	1,190円	890円 300円	1,730円	1,310円 420円	110円	110円

保険料/月額

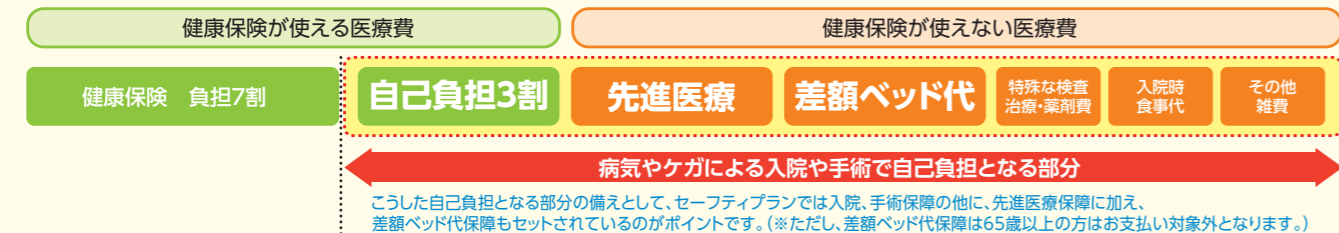
ソニーグループのスケールメリットと優良な損害実績により割安な保険料で加入できます。
(注)年齢は2020年1月1日時点での満年齢となります。

年齢	Aタイプ	保険共済	Bタイプ	保険共済	Cタイプ	保険共済	Dタイプ	保険共済	Eタイプ	保険共済
45～49歳	760円	550円 210円	1,080円	810円 270円	1,390円	1,070円 320円	2,010円	1,570円 440円	110円	110円
50～54歳	940円	700円 240円	1,320円	1,020円 300円	1,700円	1,350円 350円	2,460円	1,990円 470円	110円	110円
55～59歳	1,210円	920円 290円	1,710円	1,360円 350円	2,200円	1,800円 400円	3,190円	2,670円 520円	110円	110円
60～64歳	1,620円	1,310円 310円	2,800円	1,930円 870円	3,470円	2,550円 920円	4,930円	3,810円 1,120円	110円	110円
65～69歳	2,380円	1,980円 400円	3,540円	2,940円 600円	-	-	-	-	400円	400円
70～74歳	3,350円	2,900円 450円	5,010円	4,330円 680円	-	-	-	-	450円	450円
75～79歳	5,310円	4,860円 450円	7,940円	7,260円 680円	-	-	-	-	450円	450円
80～84歳	8,270円	7,770円 500円	12,380円	11,630円 750円	-	-	-	-	500円	500円

2020年1月1日時点で満85歳となった場合は、ご継続いただくことができません。
C、Dタイプは65歳以上の方はご加入できません。C、Dタイプにご加入の方は65歳の更新時は、Bタイプでの自動継続となります。

Point 健康保険では保障されない「差額ベッド代」と「先進医療」も保障対象

病気やケガで入院・手術される場合、自己負担3割の部分について、ソニー健康保険ではレセプト(診療報酬明細書)における自己負担の上限額が月2万円です。一方、健康保険では保障されない「差額ベッド代」「先進医療」は自己負担額が高額になる恐れがあります。セーフティプランでは独自の設計により、入院や手術の保障だけでなく、「差額ベッド代」「先進医療」の自己負担にも備えることができるので安心です。



生活サポートサービス

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。セーフティプラン 本人・ファミリーコースのご加入者(Eタイプご加入者を除きます。)とその同居のご家族の方専用サービスです。

ご相談無料

※対象種目: 団体総合生活補償保険
※ご利用についての注意事項は28ページをご参照ください。

健康・医療 メンタルヘルス相談 平日 9:00～21:00 土曜日 10:00～18:00 上記以外 年中無休・24時間対応	■健康・医療相談 ■医療機関総合情報提供 ■メンタルヘルス相談 等	介護 年中無休・24時間対応	■介護に関する情報提供 ■介護に関する悩み相談 等
暮らしの相談 平日 14:00～17:00	■暮らしのトラブル相談 ■暮らしの税務相談	情報提供・紹介サービス 平日 10:00～17:00	■子育て相談(12歳以下) ■暮らしの情報提供 等
健康・介護ステーション ■三井住友海上(株)のホームページで健康・医療、介護に関する情報提供 URL> https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/			

サービス受付電話番号 0120-665-880

セーフティプラン 本人・ファミリーコース オプション

本人・ファミリーコースでは、基本保障に加え、ご本人やご家族のニーズに合わせ、オプションで以下の保障を追加することができます。

本人・ファミリーコース オプション

※オプション①「所得補償」は、基本保障の加入タイプと同一タイプのみ選択可能です。

※加入には本人・ファミリーコース基本保障への加入が必要です。

※本人・ファミリーコース基本保障Eタイプについては、オプション①「所得補償」、オプション②「がん治療サポート」、オプション⑤「葬祭費用」のご加入はできません。

保障内容		詳細は47～58ページの保障のあらましをご参照ください							
オプション	保険金額	オプション① 所得補償				NEW オプション② がん治療サポート	オプション③ ケガ通院	オプション④ ケガ死亡・後遺障害	オプション⑤ 葬祭費用
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	50万円(共) (年に1度、最大6回まで)	3,000円/日(共)	500万円(共)	実際に使用した費用の範囲内で100万円限度(保)
保障内容	ケガや病気で医師の治療を受け、業務に全く従事できないとき。(注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額を超えている場合(免責期間7日間)(入院中は補償対象外)1回の就業不能について、てん補期間(1年)が限度	6万円/月(2,000円/日)(保)	9万円/月(3,000円/日)(保)	15万円/月(5,000円/日)(保)	30万円/月(10,000円/日)(保)	初めてがんと診断確定された時、または前回のお支払いから1年経過した日の翌日以後にがんの治療を目的とした入院または通院をしたとき	事故でケガをしたことで、事故発生日から180日以内に通院されたとき(90日限度)	事故でケガをしたことで、事故発生日から180日以内に死亡もしくは後遺障害が生じたとき	(被保険者が死亡し)親族が葬祭費用を負担したとき

※上皮内新生物の場合の保障額および保障内容については、50ページをご確認ください。

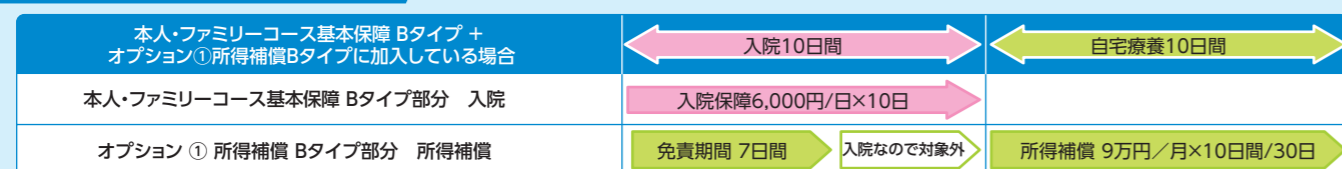
●保険料/月額 (注)年齢は2020年1月1日時点での満年齢となります。

	オプション① 所得補償								オプション② がん治療サポート		オプション③ ケガ通院		オプション④ ケガ死亡・後遺障害		オプション⑤ 葬祭費用	
	Aタイプ	内訳 保険共済	Bタイプ	内訳 保険共済	Cタイプ	内訳 保険共済	Dタイプ	内訳 保険共済	全タイプ共通	内訳 保険共済	全タイプ共通	内訳 保険共済	全タイプ共通	内訳 保険共済	全タイプ共通	内訳 保険共済
0～4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	240円	240円	350円	350円	250円	250円	90円	90円
5～9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	270円	270円	450円	450円	250円	250円	10円	10円
10～14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	410円	410円	450円	450円	250円	250円	10円	10円
15～19歳	120円	120円	180円	180円	300円	300円	600円	600円	280円	280円	450円	450円	250円	250円	20円	20円
20～24歳	160円	160円	240円	240円	410円	410円	810円	810円	100円	100円	350円	350円	250円	250円	30円	30円
25～29歳	180円	180円	270円	270円	450円	450円	900円	900円	170円	170円	350円	350円	250円	250円	30円	30円
30～34歳	230円	230円	340円	340円	570円	570円	1,140円	1,140円	310円	310円	350円	350円	250円	250円	40円	40円
35～39歳	280円	280円	410円	410円	690円	690円	1,380円	1,380円	520円	520円	350円	350円	250円	250円	60円	60円
40～44歳	350円	350円	520円	520円	870円	870円	1,740円	1,740円	860円	860円	350円	350円	250円	250円	100円	100円
45～49歳	410円	410円	610円	610円	1,020円	1,020円	2,040円	2,040円	1,340円	1,340円	350円	350円	250円	250円	170円	170円
50～54歳	470円	470円	710円	710円	1,190円	1,190円	2,370円	2,370円	2,270円	2,270円	350円	350円	250円	250円	290円	290円
55～59歳	500円	500円	760円	760円	1,260円	1,260円	2,520円	2,520円	3,600円	3,600円	350円	350円	250円	250円	430円	430円
60～64歳	530円	530円	790円	790円	1,320円	1,320円	2,640円	2,640円	5,300円	5,300円	350円	350円	250円	250円	710円	710円
65～69歳	640円	640円	950円	950円	-	-	-	-	7,120円	7,120円	500円	500円	250円	250円	1,170円	1,170円
70～74歳	1,060円	1,060円	1,580円	1,580円	-	-	-	-	8,810円	8,810円	550円	550円	250円	250円	1,880円	1,880円
75～79歳	1,580円	1,580円	2,380円	2,380円	-	-	-	-	11,560円	11,560円	600円	600円	250円	250円	3,220円	3,220円
80～84歳	1,580円	1,580円	2,380円	2,380円	-	-	-	-	13,680円	13,680円	650円	650円	250円	250円	5,710円	5,710円

C、Dタイプは65歳以上の方はご加入できません。C、Dタイプにご加入の方は65歳の更新時はBタイプでの自動継続となります。

所得補償：保険金受取例

10日間入院後に、10日間自宅療養した場合



受取保険金
90,000円
(60,000円+30,000円)

※入院による就業不能は保険金支払いの対象になりませんが、免責期間には算入されます。

(注1) 就業不能期間が1カ月に満たない場合は1カ月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。
(注2) 就業不能による自宅療養費をお支払いするのは、就業不能開始日から8日目以降1年間の期間内で、就業不能により自宅療養となった期間です。就業不能開始日から1年7日を超えて自宅療養をされた場合は、超えた日数については所得補償保険金はお支払いしません。詳細は48ページをご覧ください。


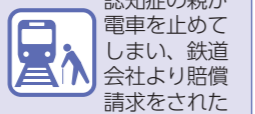
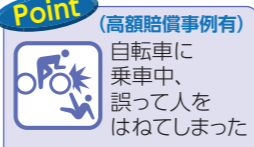
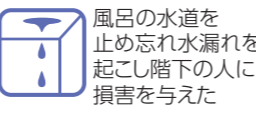






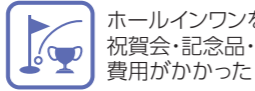
ライフガードコースでは、日常生活でのさまざまなアクシデントに備えることができます。

(注) 社員本人・ご家族もご加入できます。ライフガードコース単独のご加入も可能です。

保障期間	引受	加入対象者
ライフガードコース 2020年7月1日0時～ 2021年1月1日16時まで	ソニーグループ 保障共済会	2020年1月1日時点 満84歳以下 社員ご本人・配偶者 ^(*) ・子供・両親・兄弟姉妹・本人と同居の祖父母・孫

※ 同性パートナーを含みます。お手続き等の詳細は、(株)NSFエンゲージメントまでお問い合わせください。

ライフガードコース

タイプ名	保障内容(詳細は47～58ページの保障のあらましをご参照ください)		保険料/月額	
Lタイプ ^(*)  (電車等との接触がない場合の「運行不能損害」は日本国内のみ保障)	家庭賠償	保障内容 日常生活における偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したり、日本国内で電車を運行不能にしたりして、法律上の賠償責任を負担した場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金・損害防止費用等を保障。	130円 (共のみ)	
		保障例 (右記は一例)   		
	受託物賠償 ^(*)2)	保障内容 受託物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、破損・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合		20万円限度/年 ※免責(自己負担)金額:5,000円
		保障例 (右記は一例)  		
Pタイプ 	携行品損害	保障内容 盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が生じた場合に損害額を保障。	100円 (共のみ)	
		保障例 (右記は一例)  		
	キャンセル費用	保障内容 被共済者、被共済者の配偶者または被共済者の1親等内の親族の死亡、ケガまたは病気による入院によって、被共済者が特定のサービスを受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用を負担された場合	20万円限度/年 ※免責(自己負担)金額:1,000円 ^(*)4)	
		保障例 (右記は一例) 		
	救援者費用	保障内容 急激かつ偶然な外来の事故によって、緊急な捜索・救助活動が必要となった場合等に、捜索・救助費用や、救援者の現地への交通費・宿泊費等を保障します。	500万円限度/年	
Hタイプ (日本国内のみ保障)	ホールインワン・アルバトロス	保障内容 日本国内のゴルフ場において被保険者が達成した、「同伴競技者」および「同伴競技者以外の第三者」の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。	200円 (共のみ)	
		保障例 (右記は一例) 		

- (*)1 示談交渉サービスはありません。
Lタイプ(家庭賠償・受託物賠償)の対象となる方の範囲について、ご加入前に必ず22ページをご確認ください。
- (*)2 受託物は日本で受託したものに限り、国外で受託したものは保障されません。
- (*)3 保障期間を通じて20万円を限度として1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、乗車券等または通貨もしくは小切手については、1回の事故につき5万円が限度となります。
- (*)4 1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する金額のうち、いずれか高い額となります。

【ご注意ください!】

Lタイプ(家庭賠償・受託物賠償):保障の対象となる方の範囲

ライフガードコースの「Lタイプ(家庭賠償・受託物賠償)」は、1名ご加入されることで、加入者を中心として下記の方が自動的に保障の対象となります。複数名ご加入されている場合は、保障が重複するケースがありますので、ご注意ください。また、新たにご加入の際も、下記の保障対象範囲をご参照のうえ、ご確認ください。

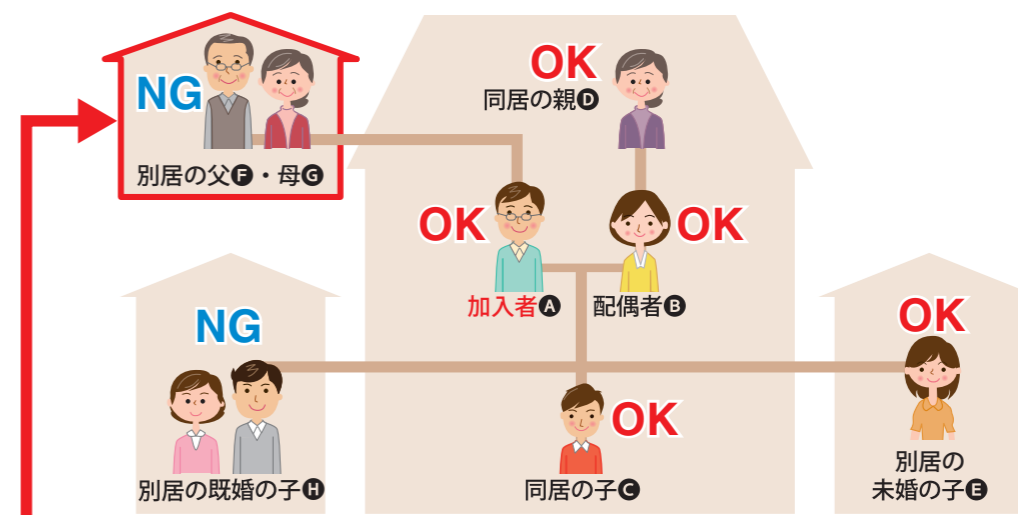
Lタイプの保障対象範囲

Lタイプの加入者^(*)1)を中心として以下の方。

- Lタイプの加入者……A
- 加入者の配偶者……B
- 加入者またはその配偶者と同居の親族^(*)2)……C・D
- 加入者またはその配偶者と別居の未婚^(*)3)の子……E
- 上記のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(*)4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

- (*)1 加入者とは……加入申込票の被保険者欄に記載された方です。
- (*)2 親族とは……加入者またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (*)3 未婚とは……これまでに婚姻歴のないことをいいます。
- (*)4 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

同居・別居の別および続柄は損害の原因となった保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。



〈お気づきですか?“別居”の親・既婚の子の損害賠償リスクについて〉

上記の図で保障の対象とならない方(別居の親(F・G)、別居の既婚の子(H))を保障の対象とするためには、別居の親のいずれか(FもしくはG)、別居の既婚の子(H)がLタイプをお申込みいただき、加入者となる必要があります。下記のような事故が起きた時にも備えがあるか、今一度ご確認ください。

〈事故例〉

認知症を患う別居の父(F)の徘徊が原因で電車の運行を妨げてしまい、鉄道会社から損害賠償金を請求された。(認知症患者等の責任無能力者が他人に損害を与えた場合、監督義務者である家族が責任を負うことがあります)

➡責任を負うべき監督義務者が別居の母(G)であった場合、上記図の加入者(A)がお申込みされたLタイプでは保障の対象となりません。別居の親のいずれか(FもしくはG)がLタイプの加入者である必要があります。

*Lタイプの保障範囲につきまして、ご不明な点等ございましたら、巻末の連絡先までお問い合わせください。



全般

Q 病気やケガになって入院や手術をすれば、どんなものでも保険金が支払われますか？
自宅療養の時に支払対象外となる病気やケガはありますか？

A 保険（共済）期間中に被った病気やケガによる入院・手術に対して保険金をお支払いしますが、どんなものでも支払われるわけではありません。

入院保険（共済）金については、健康保険（診療報酬算定方法）で入院料の対象となっているものが対象となります。人間ドック等（検査入院）は対象となりません。手術保険（共済）金については、健康保険（診療報酬算定方法）で手術の対象となったものが対象となります。ただし、以下のような手術は対象となりません。

- 通常分娩
- レーシック手術
- 創傷処理
- 皮膚切開術
- デブリードマン
- 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術
- 整復固定術および授動術
- 抜歯手術

所得補償保険金は医師の指示による就業不能となり、7日間を超えてその状態が継続した場合が対象となります。精神障害・妊娠または出産による就業不能は対象となりません。

詳しくは巻末のお問合せ先までお問合せください。

Q どんなケガでも保障されますか？

A 傷害共済金の対象となるケガは、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをした場合に限られます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険（共済）者にとって予知できない、被保険（共済）者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険（共済）者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は急激かつ偶然な外来の事故に該当しません。

Q 終身の補償ですか？

A 終身の補償ではありません。
2020年1月1日時点で満84歳までの方がご加入できます。

Q 保険料は加入時のままで変わりませんか？

A 本人・ファミリーコースは毎年1月1日時点の年齢によって保険料が決まります。5歳刻みで保険料が設定されていますので、17～20ページでご確認ください。

ライフガードコースには年齢による保険料の違いはありませんが、料率の改定などで保険料が変わる可能性があります。

Q 賃貸住宅に住んでいます。ライフガードコースに加入していれば、賃貸住宅の火災による大家さんへの損害賠償も対象になりますか？

A ライフガードコース（「家庭賠償」「受託物賠償」）では対象となりません。別途火災保険に付帯する借家人賠償責任保険のご加入をご検討ください。

Q 通勤時、最寄駅まで自転車を使っています。乗車中、誤って人をはねてしまった時、相手のケガは保障されますか？

A ライフガードコース（「家庭賠償」）で保障対象となります。

Q 示談交渉サービスはありますか？

A 共済契約でお引き受けするライフガードコース（「家庭賠償」「受託物賠償」）に示談交渉サービスは付帯していません。事故等により相手の方との交渉が必要な場合は、可能な範囲でソニーグループ保障共済会の担当者がアドバイスさせていただきます（相手方との直接の交渉はお受けできません）。

Q 指定紛争解決機関（ADR）の利用は可能ですか？

A 共済契約分について指定紛争解決機関（ADR）のご利用はいただけません。

お手続き

Q ライフガードコースのみでも申込みできますか？
家族もライフガードコースに入りたいのですが。

A はい。ライフガードコースのみのご加入も可能です。ご家族様のライフガードコース加入も可能です。

Q 配偶者・子供の保障を増額することはできますか？

A 健康状況告知のご質問が「いいえ」に該当する場合は増額可能です。

Q 加入が可能なのは同居の親族だけですか？

A いいえ。社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟姉妹であれば別居・同居を問わずご加入いただけます。祖父母・孫については、社員ご本人と同居の方のみ加入が可能です。

Q 申込人（ソニーグループ社員本人）が亡くなった場合、家族の契約は脱退となりますか？

A いいえ。所定のお手続きにより継続が可能です。詳しくは巻末のお問合せ先までご連絡ください。

Q これから結婚・出産予定があっても、
入籍や出生が申込締切日より後だと
来年まで加入できないのですか？

A ご家族の契約の追加、本人・ファミリーコースへの新規加入、ライフガードコースへの新規加入は今回の募集以外でも承ります。詳しくは巻末のお問合せ先までご連絡ください。

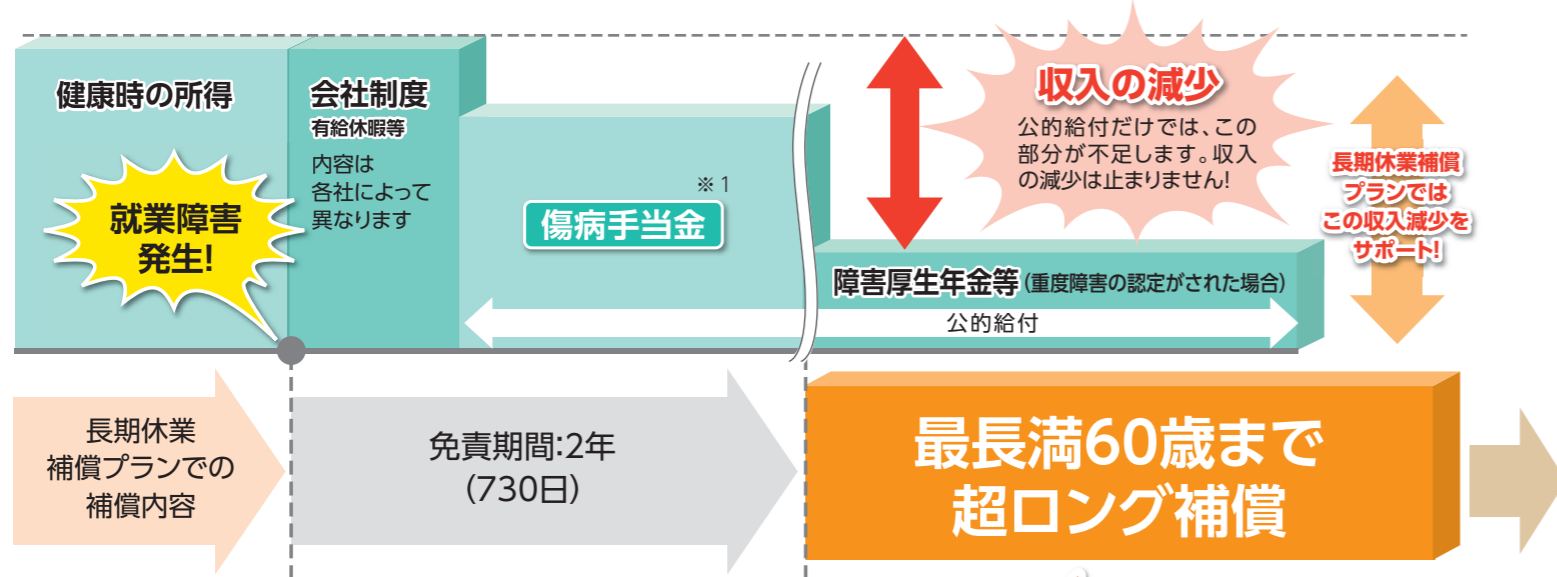
Q 今回の手続き以外で、契約内容の
変更や解約はできますか？

A 契約内容の変更につきましては下記事項のみ承ります。
・退職に伴う所得補償オプションの脱退
解約手続きにつきましては今回の募集期間以外でも承ります。

在職中に病気やケガにより働けなくなった場合の長期間の収入減少を補うために

【長期休業補償プラン 補償内容】

長期就業障害の時、会社や公的な給付だけで生活を維持するのは困難ですが、長期休業補償プランでは長期間働けないときの収入の減少をサポートします。



傷病手当金の給付は一定期間のみで、[長期]の収入減少に対応できません。

長期休業補償プランなら、60歳まで超ロング補償!

長期休業補償プランの特徴

- 1 最長満60歳まで補償**
最長満60歳(てん補期間満了日までの期間が3年に満たない場合は3年間)まで保険金をお支払いします。
- 2 入院中だけでなく、自宅療養中も補償**
入院中に限らず、通院・自宅療養・リハビリテーション中も保険金お支払条件(※2)を満たしている限り、お支払いの対象となります。
- 3 精神疾患にも対応(最長3年)**
精神障害補償特約がセットされているので、近年増加しているうつ病等の一部の精神疾患にも備えられます。ただし、保険金のお支払いは最長で36カ月となります。
- 4 団体割引が適用された割安な保険料で加入可能**
ソニーグループの団体割引(30%)が適用された割安な保険料で加入できます。保険料は26ページをご確認ください。
- 5 保険金は全額非課税・保険料は生命保険料控除の対象**
お支払いする保険金は全額非課税です。また、払込みいただいた保険料は生命保険料控除の対象となります。詳細は4ページをご確認ください。

*保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いできない主な場合については、59～60ページの「補償のあらまし」をご確認ください。

※1 傷病手当金は業務外の事由による傷病について支給されます。また、ご加入の健康保険組合から付加給付がある場合はそれを含みます。
※2 支払条件: 保険金の支払条件は59～60ページを、保険金請求手続きに必要な書類は83～84ページをそれぞれご確認ください。また、就業障害になられた場合は、巻末の連絡先まで速やかにご連絡ください。

⚠ 長期間働けなくなったら大変!

収入は減少しても支出は続きます。

長期療養により休職・退職された場合は収入が減少する一方、生命保険・家賃・住宅ローン・年金・生活費・教育費・医療費等は継続して支出が発生します。亡くなられた場合は、生命保険や会社制度・公的制度により各種の給付があることを考えると、長期療養時の補償を自助努力として用意することは必要かもしれません。

	保険期間	引受保険会社	加入対象者
長期休業補償プラン	2020年7月1日0時～ 2021年1月1日16時	三井住友海上火災保険株式会社(幹事)	社員ご本人 【2020年1月1日時点 満59歳以下】

【ご注意】保険金支払いに該当する事故が起きた場合は、速やかにパンフレット裏面に記載の連絡先までご連絡ください。

保険金額と保険料(月額)

1口あたりの
保険金額(月額)

5万円

※最高10口まで
※最低口数は2口から

1口あたりの保険料		男性	女性
年齢	性別		
15～24歳		280円	193円
25～29歳		297円	245円
30～34歳		352円	338円
35～39歳		435円	477円
40～44歳		593円	709円
45～49歳		764円	901円
50～54歳		816円	896円
55～59歳		921円	917円

●年齢は2020年1月1日時点での満年齢となります。●2020年1月1日時点で満60歳となった場合は、ご継続いただくことができません。

加入例と支払例

家族の生活費とローンがあるから毎月25万円は保険でカバーしました

加入例 35歳男性/ボーナス含む年収480万円の方が5口加入(注)
 $435円 \times 5口 = \text{毎月の保険料 } 2,175円$

加入のポイント

所得の全額をカバーしようとせず、必要最低限だけ加入するという考え方もあります。
(例)・毎月の住宅ローンの額だけ加入
・お子様の学費分だけ加入

支払例 1 病気で入院し、6年間まったく就業できなかった場合
 $25万円 \times 48ヵ月 = \text{受取保険金 } 1,200万円$
(保険金額) (お支払期間:4年)

支払例 2 ケガにより2年間の入院および自宅療養の後、一部復職はしたが、4年間所得損失60%があった場合
 $25万円 \times 48ヵ月 \times 60\% = \text{受取保険金 } 720万円$
(保険金額) (お支払期間:4年)

(注) 加入口数(保険金額)は、平均月間所得額以下となっていることをご確認ください。

平均月間所得額 = $\frac{\text{年間総収入} - \text{就業障害による支出を免れる金額} + \text{就業障害の発生に関わらず得られる収入}}{12(\text{カ月})}$
 保険金請求される際、保険金額が就業障害発生直前12カ月の平均月間所得額を超えた場合は、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※3 給与所得者の場合は特に該当するものではありません。事業所得者(ソニー生命のライフプランナー等)の場合は当該事業に要する経費(仕入費、接待交際費、減価償却費、人件費、地代、家賃、光熱費、交通費など)をいいます。

※4 利子所得、配当所得、不動産所得等をいいます。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合はこれも含まれます。

「長期療養」と「死亡」:生活の影響

	勤務先	公的給付	家賃/住宅ローン	生命保険	年金	生活費	教育費	医療費
長期療養中	休職・退職⇒ 収入減少	(重度の場合のみ) 障害年金が 給付される	返済が継続	保険料の支払いが継続		引き続き必要		さらに 医療費が 必要に
亡くなられたとき	退職金・弔慰金が 給付される	遺族年金が 給付される	住宅ローンの場合 団体信用生命保険の 給付により完済 (当該保険に加入の場合)	死亡 保険金が 給付される	保険料の 支払いは 不要に	本人の分は 不要に	引き続き 必要	—

全般

- Q** なぜ免責期間は2年(730日)に設定されているのですか?
- A** この保険は本来得られるはずだった収入の一定割合を補てんし、生活をサポートするものです。健康保険から傷病手当金*の給付がなくなった後も、長期にわたって一定程度の収入を補償することを目的に設計されています。そのため、公的給付を考慮した当初2年(730日)は免責(保険金が支払われない)期間として設定しています。
*業務外の事由による傷病について支給されます。
- Q** この保険に家族を加入させることはできますか?
- A** できません。社員ご本人様のみが被保険者(補償の対象となる方)になります。
- Q** 保険料は2020年1月1日時点の年齢のものでずっと変わりませんか?
- A** 保険料は2020年1月1日時点のまま固定ではありません。毎年1月1日時点の年齢によって保険料が決まります。5歳刻みで保険料が設定されていますので、26ページをご確認ください。なお、別途料率の改定などで保険料が変わる可能性があります。
- Q** この保険を個人で加入することはできないのですか?
- A** できません。団体長期障害所得補償保険は会社の団体制度のみとなり、個人では加入できない保険です。

お手続き

- Q** 将来保険金額の変更(増口)をすることはできますか?
- A** はい、年に1回「秋の保険月間」で、増口のお手続きをしていただくことができます。その場合には健康状況告知が必要となります。告知の内容によっては増口いただくことができません。

保険金

- Q** どのような場合に保険金を受取ることができますか?
- A** 免責期間：2年(730日)を超えて病気・ケガで働けない状態が続いた時から保険金を受取ることができます。その際、①医師の診断書、②実際に会社に出勤していないことの確認が必要となり、入院中だけでなく通院中・医師の指示による自宅療養中なども対象となります。
- Q** 免責期間:2年(730日)を超える前に退職してしまったらどうなりますか?
- A** たとえ退職をされていたとしても、免責期間を超えた時点で保険金をお支払いする事由に該当しており、休職中または所得喪失率が20%を超えている場合にはお支払対象となります。

- Q** 就業障害状態になって保険金を受取っている間に退職したら、保険は終了してしまいますか?
- A** いいえ。就業障害状態になった時点で長期休業補償プランにご加入いただければ、退職後も保険金支払条件を満たす限り、引き続き保険金をお受取りいただけます。
- Q** 一部復職の場合にも保険金が支払われると聞いたのですが、これはどのような状態ですか? また、その場合保険金はどれだけ受取れますか?
- A** 一部復職とは、業務に復帰はできても依然として身体障害が残り、身体障害発生前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%超の所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金を受取ることができます。
- Q** 復職した後、再び就業障害が発生したらどうなりますか?
- A** ①就業障害が終了した日から6カ月以内に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と同一のものとなり、免責期間は新たに適用しません。
②就業障害が終了した日から6カ月経過後に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と異なる就業障害とみなしますので、新たに免責期間を適用し、再発後、2年(730日)を超えて就業障害が継続した場合に、保険金をお支払いします。

その他

- Q** 住宅ローン利用時に『団体信用生命保険』に加入しています。『長期休業補償プラン』との違いはなんですか?
- A** 『団体信用生命保険』は住宅ローンの返済途中で「死亡・高度障害」になった場合に、本人に代わって生命保険会社が、その時点の住宅ローン残高に相当する保険金を債権者に支払い、ローンが完済となる制度です。上記以外の理由で働けない状態の場合、住宅ローンの支払いはそのまま残ってしまいます。そのような場合に備え、『長期休業補償プラン』に加入することで、長期間の収入減少のリスクをカバーすることができます。
- Q** 住宅ローン利用時に加入していた『債務返済支援保険』との違いは?
- A** 『債務返済支援保険』は、ローン返済のみを目的とし月額返済額を対象としています。『長期休業補償プラン』は、生活費・教育費等の就業障害時の収入減少額全般を対象としています。また、『債務返済支援保険』は、取扱銀行によって補償内容が異なり、例えば3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)もしくは8大疾病(3大疾病+高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎)等、補償範囲が限定されているものがあります。また、対象期間が1年のみと短期間のものもあります。
『長期休業補償プラン』は、特定疾病(3大疾病、8大疾病)に限定されることなく、病気・ケガによる就業障害を幅広く対象とし、最長満60歳までの長期間、補償が継続されます。

長期休業補償プランは、ソニーグループの福利厚生制度として、ソニー株式会社が保険契約者となり、加入をご案内する団体保険です。

生活サポートサービス ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。長期休業補償プランのご加入者とその同居のご家族の方専用サービスです。
※メンタルヘルズ相談は、加入者ご本人のみが利用いただけます。

サービス受付電話番号
0120-665-880

(注意事項)
*平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をいいます。
*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

健康・医療 メンタルヘルズ相談 平日 9:00~21:00 土曜日 10:00~18:00 上記以外 年中無休24時間対応	■健康・医療相談 ■医療機関総合情報提供 ■メンタルヘルズ相談 等	介護 年中無休24時間対応	■介護に関する情報提供 ■介護に関する悩み相談 等
暮らしの相談 平日14:00~17:00	■暮らしのトラブル相談 ■暮らしの税務相談	情報提供・紹介サービス 平日10:00~17:00	■子育て相談(12歳以下) ■暮らしの情報提供 等
健康・介護ステーション	■三井住友海上(株)のホームページで健康・医療、介護に関する情報提供 URL https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/		

MEMO

※総合個人年金の[契約概要]・[注意喚起情報]は85～86ページに記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

意向確認 [ご加入前のご確認]

総合個人年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

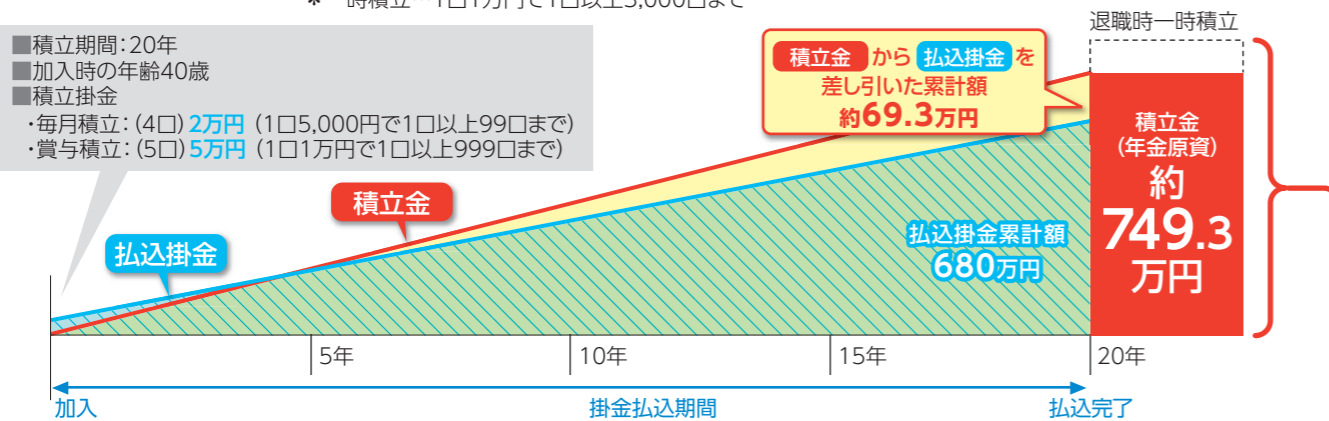
掛金を給与・賞与から控除して定期的に積立することで、将来の年金の準備をすることができます。
マイプラン・ガッチリプランの両方で積立することもできます。
それぞれのプランの税軽減効果を上手に活用しながら、将来の年金の準備をすることができます。

	加入(変更)日	引受保険会社	加入対象者	
マイプラン	2020年 7月1日	明治安田生命 保険相互会社 (事務幹事)	役員および社員ご本人 (2020年7月1日時点)	新規 満15歳以上58歳未満 継続 満65歳誕生日まで
ガッチリプラン				新規 満15歳以上50歳未満 継続 満65歳誕生日まで

マイプラン (一般の生命保険料控除型適用による積立ができます。)

■在職中の積立例

- * 積立掛金は加入者負担です。
- * 賞与積立、一時積立への加入は毎月積立への加入が条件となります。
- * 一時積立…1口1万円以上3,000口まで



■払込完了後の給付

* コースは退職(脱退)時に選択します

年金コース

積立金約749.3万円をすべて充当し年金で受け取った場合

● 積立金(年金原資)とその運用によって得られる配当金(生じた場合)を年金として受取るものです。

〈15年確定年金の例〉
15年間にわたり、年額約54.1万円が受取れます。60歳 累計受取額 約812.8万円 75歳

※記載の年金給付額は現時点では確定していません。 ※詳細は36ページをご確認ください。

一時金受取り

約749.3万円

● マイプランの年金受給権を取得した加入者が一時金の請求をされた場合は、年金にかえて一時金でお支払いします。 ※退職(脱退)時50歳未満の方は一時金受取りのみとなります。

※詳細は31～33ページをご確認ください。

■積立期間中に給付

上記積立例による積立年数別給付額試算表

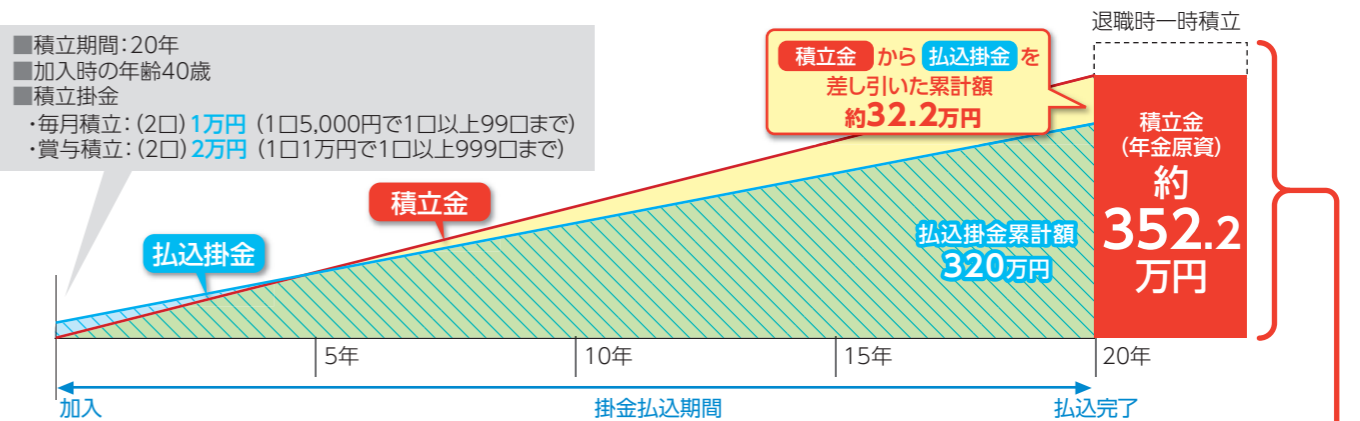
加入年数	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年
積立金額(脱退一時金) 積立期間中の途中で脱退した場合給付されます	約33.5万円	約67.5万円	約101.9万円	約136.6万円	約171.7万円	約353.5万円	約545.8万円	約749.3万円
遺族一時金 積立期間中に死亡した場合給付されます	上記脱退一時金に加え毎月積立保険料の1カ月分が遺族に給付されます。							
(参考) 払込掛金累計額	34万円	68万円	102万円	136万円	170万円	340万円	510万円	680万円

● 積立金額(脱退一時金)は加入者本人へ、遺族一時金は加入者の遺族(労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位による)に支払われます。

ガッチリプラン (個人年金保険料控除型適用による積立ができます。)

■在職中の積立例

- * 積立掛金は加入者負担です。
- * 賞与積立への加入は毎月積立への加入が条件となります。



■払込完了後の給付

* コースは退職(脱退)時に選択します

年金コース

積立金約352.2万円をすべて充当し年金で受け取った場合

● 積立金(年金原資)とその運用によって得られる配当金(生じた場合)を年金として受取るものです。

〈15年確定年金の例〉
15年間にわたり、年額約25.4万円が受取れます。60歳 累計受取額 約382.0万円 75歳

※記載の年金給付額は現時点では確定していません。 ※詳細は36ページをご確認ください。

一時金受取り

約352.2万円

● ガッチリプランの年金受給権を取得した加入者が一時金の請求をされた場合は、年金にかえて一時金でお支払いします。 ※退職(脱退)時50歳未満の方は一時金受取りのみとなります。

※詳細は31～33ページをご確認ください。

■積立期間中に給付

上記積立例による積立年数別給付額試算表

加入年数	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年
積立金額(脱退一時金) 積立期間中の途中で脱退した場合給付されます	約15.8万円	約31.7万円	約47.9万円	約64.2万円	約80.8万円	約166.2万円	約256.6万円	約352.2万円
遺族一時金 積立期間中に死亡した場合給付されます	上記脱退一時金に加え毎月積立保険料の1カ月分が遺族に給付されます。							
(参考) 払込掛金累計額	16万円	32万円	48万円	64万円	80万円	160万円	240万円	320万円

● 積立金額(脱退一時金)は加入者本人へ、遺族一時金は加入者の遺族(労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位による)に支払われます。

	マイプラン	ガッチリプラン
保険料控除	一般の生命保険料控除	個人年金保険料控除
一時積立(在職中)	○	×(ただし退職一時積立は可能)
中断	○(※1)	×
一部払出し(減口)	○(※1)	×
年金受取方法	年金コース、一時金受取り	年金コース、一時金受取り

※1 次の事由に該当した場合に可能となります。①災害、②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)、③住宅の取得、④教育(親族の教育を含む)、⑤結婚(親族の結婚を含む)、⑥債務の弁済、⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合(⑦は中断のみ)

⚠ 一時積立(在職中)のご案内 マイプランは一時積立を行うことで、給与・賞与控除での定期的な積立に加えて、年金原資を増やすことが可能です。4月下旬頃に(株)NSF エンゲージメント保険のページにてご案内いたしますので、アクセス方法は本紙巻末をご確認ください。なお、積立掛金の振替は7月となります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料(マイプラン18億円、ガッチリプラン9億円)を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月30日までに入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2019年4月1日現在)を引受割合(2019年4月1日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2019年4月1日現在 年1.25%)を使用しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立額(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

■主な取扱内容

項目	マイプラン	ガッチリプラン
加入資格 (注1)	ソニーグループの役員および社員で、新規加入は、加入日(今回は2020年7月1日)の年齢が満15歳以上58歳未満であり、掛金払込完了年齢(60歳)までの期間が2年以上(新規加入の場合、昭和37年7月2日以降の生まれの方)あり、申込日現在健康で正常に就業している方。 継続加入は、ソニーグループの役員および社員で、満年齢65歳誕生日月までの方。ただし、掛金の払込みは退職の月で終了します。	ソニーグループの役員および社員で、新規加入は、加入日(今回は2020年7月1日)の年齢が満15歳以上50歳未満であり、掛金払込完了年齢(60歳)までの期間が10年以上(新規加入の場合、昭和45年7月2日以降の生まれの方)あり、申込日現在健康で正常に就業している方。 継続加入は、ソニーグループの役員および社員で、満年齢65歳誕生日月までの方。ただし、掛金の払込みは退職の月で終了します。
掛金の積立方法	(1) 毎月積立(月払)……………1口あたり5,000円とし、1口以上最高99口(49.5万円)まで任意で選択できます。 賞与積立(ボーナス払)……………1口あたり10,000円とし、1口以上最高999口(999万円)まで任意で選択できます。 退職時一時積立(一時払)……………退職時に限り1口あたり10,000円とし、1口以上最高3,000口(3,000万円)まで積立ができます。 (注)毎月積立・賞与積立の積立額は、給与・賞与の支給額を上回らない範囲で設定ください。 ※賞与積立は毎月積立を行っていることが条件となります。 ※退職時一時積立は加入していることが条件となります(中断中でも可)。 ※退職時一時積立は確定年金選択の場合、退職時点の積立金額の範囲内となります。 (積立方法の詳細については別途お問合せください。) ※在職中の一時積立については、「一時積立」の項目にてご確認ください。 (2) 積立掛金はご加入者負担です。 (3) 積立掛金には、下記運営事務費が含まれています(詳細は33ページの「積立額について」をご確認ください)。 ○毎月積立…1口(5,000円)につき0.3%(15円) ○賞与積立…1口(10,000円)につき0.3%(30円) ※退職時一時積立には運営事務費はありません。 (4) 毎月積立(月払)は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から) 賞与積立(ボーナス払)は年2回の賞与(6月・12月)から控除します。(第1回目は12月賞与から) 退職時一時積立(一時払)は、団体指定の口座にお振込みいただけます。	
一時積立 (在職中)	(1) 1口あたり10,000円とし、1口以上最高3,000口(3,000万円)まで任意で選択できます。 ※毎月積立への加入が条件となります。 (2) 積立掛金はご加入者負担です。 (3) 積立掛金には、下記運営事務費が含まれています。 ○一時積立…1口(10,000円)につき0.2%(20円) (4) 毎年4月下旬にホームページ等にてご案内します。 積立掛金はご指定の口座から7月に振替となります。	お取り扱いできません。
新規加入 および 加入口数変更	新規加入日は7月1日付となります。毎年の定められた募集期間(「秋の保険月間」)中に限り、加入および口数変更ができます。 加入・変更日は1月1日付となります。 ※「秋の保険月間」以外での、口数変更はできません。 ※マイプランについては、別表①の事由に該当する場合に限り、一部中止ができます。一部中止とは口数を減らすことを意味します。	
積立期間中の 給付内容	(1) 脱退されたとき…脱退時点の積立金額が脱退一時金として被保険者に給付されます。 ※詳細については、「脱退(全部脱退)」の項目にてご確認ください。 (2) 死亡されたとき…死亡時点の積立金額に加え、毎月積立保険料の1カ月分が、遺族一時金としてご遺族に給付されます。	
受取人	●年金、脱退一時金の受取人は被保険者本人となります。 ●遺族一時金の受取人はご遺族(※)となります。 ※遺族とは、労働基準法施行規則第42～45条に定める遺族補償の順位によるものとします。	
脱退 (全部脱退)	毎月20日(休日の場合は直前の営業日)*1までに、「保険給付金請求書」*2を(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターに提出すると、翌月の25日頃に脱退一時金*3がお受取りいただけます。(締切日が属する月の給与まで掛金を控除します。既に最終掛金の控除がされている場合や死亡による給付の場合は、翌月上旬頃のお受取となります。) ただし、決算月(12月)締切分については、翌月末頃のお受取となります。 *1 巻末のお問合せ先必着となります。 *2 ホームページからダウンロードが可能です。 *3 年金コースの受給資格がある場合は、年金としての受取りをご選択いただけます。	
配当金	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。	
保険料控除 (注2)	積立保険料(掛金より運営事務費を除いた額)は一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。	積立保険料(掛金より運営事務費を除いた額)は個人年金保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

(注1) マイプラン・ガッチリプランいずれかの年金を受給されている方、年金を受給された方、および年金据置中の方が、ソニーグループ会社に再就職した場合は、マイプラン・ガッチリプランともに新規加入および変更のお取扱いはできません。

(注2) 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

項目	マイプラン	ガッチリプラン
中断	毎月20日(当日が休日の場合は直前の営業日)*1までに、「中断申込書」*2を巻末のお問合せ先に提出すると、締切日が属する月の給与まで掛金を控除します。 *1 巻末のお問合せ先必着となります。 *2 ホームページからダウンロードが可能です。 ※中断とは、都合により積立の控除を一時的にストップさせることで、この場合、既積立金は据え置いて運用されます。次年度以降の更新時に再開できます。中断(全口中止)ができるのは3年が限度です。 ※中断中は、一時積立も利用できなくなります。 ※別表①の事由に該当する場合に限り、中断することができます。 ※「秋の保険月間」以降に「中断申込書」を提出された方は、更新時の申込内容にかかわらず更新後も中断扱いとなります。	お取り扱いできません。
一部払出し (減口)	別表②の事由に該当する場合に限り、ご加入者のお申し出により、積立金の一部を受取ることができます。 ただし、お取扱いは年1回(4月20日締切)のみとなり、ホームページより「一部払出し用請求書」をプリントアウトし、必要事項を記入・押印のうえ、巻末のお問合せ先までご提出ください。 受取額は6月末頃に指定口座に振り込まれます。 ※税務上の取扱いについては、4ページに記載されておりますので、必ずご確認ください。	お取り扱いできません。
掛金払込期間完了後の 給付内容	積立金(年金原資)とその運用によって得られる配当金(生じた場合)を、次の種類の年金からいずれか1つをご選択いただき、ご加入者本人がお受取りいただけます。 <年金種類>10年・15年・20年確定年金、15年保証期間付終身年金、15年保証夫婦連生終身年金 ●希望により、退職時に退職金等の自己資金を積立することで年金原資を増やす「退職時一時積立」が可能です。 ●確定年金を選択された場合、その時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時積立の積増限度額となります。 ●終身年金を選択された場合、3,000万円が一時積立の積増限度額となります。 ①確定年金 (10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 ②保証期間付終身年金 保証期間中(15年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 *保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。 ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余の保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残余の保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。	
年金コース (注1)	●退職(脱退)時の年齢が50歳以上で、かつ初年度年金月額が1万円以上の場合、年金コースをご選択いただけます。 ●お申し出により、年金開始を最長10年間繰延べすることが出来ます。繰延べをしない場合は、退職(脱退)手続き完了後すぐに年金の支払いが開始されます。 ●夫婦連生終身年金をご選択される場合は、掛金払込完了年齢が満60歳以上であり、初年度年金月額2万円以上が必要です。	●退職(脱退)時の年齢が50歳以上で、掛金の払込期間が10年以上、かつ60歳以上で受取りを開始するときは、確定年金または終身年金の中から1種類をご選択いただけます。ただし、夫婦連生終身年金は掛金払込完了年齢が満60歳以上の方がご選択できます。 ●掛金の払込期間が10年以上で、かつ50歳以上60歳未満で退職(脱退)され、60歳未満で受取りを開始するときは終身年金のみのご選択となります。 ●お申し出により、年金開始を最長10年間繰延べすることが出来ます。
一時金 受取り	年金受給権を取得したご加入者本人が一時金の請求をされた場合は、年金での受取りにかえて一時金でお受取りいただけます。 ※退職(脱退)時50歳未満の方は一時金受取りのみとなります。	
年金の繰延	●年金受給開始までの一定期間(10年以内)繰延べて据え置くことができます。 ●繰延期間中は、掛金の払込みや一部払出し(減口)はできません。 ●繰延期間中でもお申し出により、繰延期間の変更や年金の支払いを開始することが可能です。(年金種類の変更、年金での受取りに代えて一時金での受取りも可能です。)	

別表① ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他加入者が掛金の拠出に支障がある場合

別表② ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済

■ご注意〈マイプラン・ガッチリプランご加入の皆さまへ〉

マイプラン

ガッチリプラン

両方に共通の事項について

●6月・12月に賞与の支給がない方へ

現在ご加入中で賞与積立を行っている方は、賞与から控除できないため募集時に賞与積立を「0(ゼロ)」にしてお申込みください。
賞与分の積立については、毎月積立で調整するか、毎年4月下旬頃ご案内(7月振替)の一時積立(マイプランのみ)をご利用ください。

新規加入をご検討の方は、賞与積立はできませんので、あらかじめご了承ください。

●積立額について

「積立掛金」(毎月積立・賞与積立・一時積立)は、運営事務費(毎月積立・賞与積立0.3%、一時積立0.2%)を差し引いたのち「保険料」として保険会社に払い込まれます。保険会社は払い込まれた保険料から制度運営手数料(約1.3%)を差し引いた金額を、積立金(年金原資)として運用いたします。また、毎年の決算時には積立金(年金原資)から制度運営手数料(約0.1%)が控除されます。したがって、加入年数が短いと積立金額は払込保険料の合計を下回ります。35ページの給付額試算表をご参照ください。

●積立残高の確認方法

積立残高は、「MYページ」にて毎月ご照会いただくことができます。「MYページ」はソニーグループ・イントラネットからのみアクセス可能です。(一部の事業所については、「MYページ」上で照会ができないため、事業所の福利厚生担当者を通じて年に一度(5月)ご案内いたします。)

●ご退職等による制度脱退後の積立金の請求

- ・マイプラン、ガッチリプランともに退職後の継続はできません。ご退職と同時に脱退となります。
- ・脱退後は積立金の請求手続きが必要です。請求書は巻末のお問合せ先までご請求ください。(株)NSF エンゲージメント保険のページから請求書をダウンロードすることもできます。
- ・支払事由発生後、長期間ご請求をなされていないご加入者に対しましては、「拋出型企業年金保険約款第33条」に基づき、時効処理をさせていただきます。

「保険給付金請求書」のダウンロードは
(株)NSFエンゲージメント保険のページから!

※検索エンジンでは検出されませんのでURLを直接
ご入力ください。

<https://hoken.sonycos.co.jp/>

拋出型企業年金保険約款 第33条 (時効)

「年金、返戻金その他この契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅します。」

- ①請求する権利の消滅により、該当ご加入者の積立金額を、年金資産より控除いたします。
- ②時効起算日は、以下の通りといたします。
 - (ア)保険料払込中から脱退された場合には、保険料最終月の翌月1日
 - (イ)保険料払込中止(中断)の終期(最長3年間)が到達し、保険料払込再開の手続きをされないまま未請求者となった場合は、保険料払込中止(中断)の満了日
- ③時効適用後でも、ご加入者様よりご契約者(ソニー株式会社)経由で、ご請求のあった場合には時効適用時の積立金額にて支払いをいたします。

マイプラン

について

- 一部払出し(減口)の手続きについては、3月初旬頃に(株)NSF エンゲージメント保険のページにてご案内いたします。個別の手続案内はございませんので、ご注意ください。
- 掛金中断の再開手続きについて
 - ・掛金の中断は最長3年間です。(中断については32ページをご確認ください。)
 - ・掛金中断後、中断申込書に指定いただいた中断期間以内に再開手続き(含む給与控除)が行なわれない場合は脱退となります。
 - ・再開する場合は申込書に再開する口数をご記入のうえ、ご提出ください。
 - ・中断満了(最長3年)の4カ月前に「中断再開申込書」をお送りします。お手元に届かない場合は中断満了日の3カ月前までに(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターまでご請求ください。
- 一時積立(在職中)の募集は毎年4月下旬にホームページ等にてご案内し、積立掛金はご指定の口座から7月に振替となります。個別の手続案内はございませんので、ご注意ください。

全 般

Q マイプランとガッチリプランの違いはなんですか?

- A マイプランは積立中の「中断」や「一部払出し(減口)」が可能のため、ガッチリプランより積立金額の流動性があります。一方、ガッチリプランは個人年金保険料控除の対象となり、一般の生命保険料控除とは別枠で所得控除が受けられます(税軽減効果)。
- 両プランの主な違いについては31~32ページ、税務上の取扱いについては4ページにてご確認ください。
- 掛金を給与・賞与から控除して定期的に積立することで、将来の年金の準備をすることができます。
 - マイプラン・ガッチリプランの両方で積立することもできます。
 - それぞれのプランの税軽減効果を上手に活用しながら、将来の年金の準備をすることができます。

Q 「一般の生命保険料控除」や「個人年金保険料控除」って何?

- A 生命保険料や個人年金保険料を支払った場合に受けられる、一定の金額の税金の控除(所得控除)です。(詳細は税理士・税務署にてご確認ください)

マイプラン	加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。
ガッチリプラン	加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

※いずれも掛金から運営事務費を除いた分が保険料となります。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。

積立について

Q 将来の受取額(給付額)は確定していますか?

- A 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。36ページに「年金の受取額例表」を記載していますが、一定の条件に基づき計算しており、将来のお支払額をお約束するものではありません。

Q 退職後も積立を継続できますか?

- A ソニーグループご退職後の積立継続はできず、ご退職と同時に脱退となります。積立金の請求手続きが必要となりますので、お早めにご提出ください。
※脱退後も3年間請求がないときは時効となり請求権が消滅します。
※退職手続きについては33ページをご確認ください。

Q 積立金額は、支払った保険料より必ず多くなりますか?

- A 積立金額(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。
35ページの「給付額試算表」をご参照ください。

Q 毎月1万円の積立をしています。年末調整の際に保険料を確認したら月額1万円ちょうどの金額ではありませんでした。何故ですか?

- A 毎月の積立掛金には運営事務費が含まれており、年末調整で保険料控除の対象となる金額は掛金から運営事務費を除いた額になります。
〈運営事務費〉
- 毎月積立……1口(5,000円)につき0.3%(15円)
 - 賞与積立……1口(10,000円)につき0.3%(30円)
 - 一時積立……1口(10,000円)につき0.2%(20円)

積立中の手続きについて

Q 加入・口数変更・一部払出し(減口)はいつでもできますか?

- A いずれも年1回のみのお取扱いとなります。
- 加入・口数変更……秋の保険月間中のみ
 - 一部払出し(減口)(マイプランのみ)……4月20日締切
→受取額は6月末頃に指定口座に振込
- ※一部払出し(減口)の詳細については32ページをご確認ください。

Q 臨時で積立をすることができますか?

- A マイプラン加入者のみ年1回「一時積立」が可能です。毎年4月下旬にホームページ等にてご案内し、ご指定の口座から7月に振替えさせていただきます。
※ガッチリプランのみ加入されている方や、マイプランを中断されている場合は一時積立はできません。
※一時積立の積立掛金は、運営事務費(0.2%)を差し引いたのち「保険料」として保険会社に払い込まれます。保険会社は払い込まれた保険料から制度運営手数料(約1.3%)を差し引いた金額を、積立金(年金原資)として運用いたします。また、毎年の決算時には積立金(年金原資)から制度運営手数料(約0.1%)が控除されます。したがって、加入年数が短期間の場合、積立金額が払込掛金の合計を下回ることがありますので、中長期的な加入を前提に一時積立をお申込みください。

Q 途中で脱退することはできますか?

- A 両プランとも可能です。毎月20日までに所定の用紙を(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターにご提出いただくと、翌月25日頃に脱退一時金をお受取りいただけます。(締切日が属する月の給与まで掛金を控除します。)
※所定の用紙はホームページからダウンロードが可能です。
※詳細については31ページをご確認ください。

Q 途中で積立を中断することはできますか?

- A マイプランのみ中断が可能です。毎月20日までに所定の用紙を(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターにご提出いただくと、翌月給与から控除がストップされます。なお、ガッチリプランについては、中断のお取扱いはできません。
※所定の用紙はホームページからダウンロードが可能です。
※詳細については、32ページをご確認ください。

給付額試算表

月掛金 ●毎月積立 1口=5,000円
●賞与積立 (6月と12月) 1口=10,000円の場合

加入年数	マイプラン 1口あたりの積立金額例				ガッチリプラン 1口あたりの積立金額例			
	毎月積立		賞与積立 (ボーナス)		毎月積立		賞与積立 (ボーナス)	
	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)
1年	60,000円	約59,290円	20,000円	約19,730円	60,000円	約59,300円	20,000円	約19,730円
2	120,000	119,260	40,000	39,690	120,000	119,250	40,000	39,680
3	180,000	179,900	60,000	59,880	180,000	179,880	60,000	59,860
4	240,000	241,240	80,000	80,290	240,000	241,180	80,000	80,260
5	300,000	303,260	100,000	100,940	300,000	303,170	100,000	100,880
6	360,000	365,990	120,000	121,820	360,000	365,850	120,000	121,740
7	420,000	429,430	140,000	142,940	420,000	429,230	140,000	142,830
8	480,000	493,590	160,000	164,290	480,000	493,330	160,000	164,160
9	540,000	558,480	180,000	185,890	540,000	558,150	180,000	185,730
10	600,000	624,100	200,000	207,730	600,000	623,700	200,000	207,550
11	660,000	690,480	220,000	229,830	660,000	689,990	220,000	229,600
12	720,000	757,610	240,000	252,170	720,000	757,040	240,000	251,910
13	780,000	825,510	260,000	274,770	780,000	824,840	260,000	274,470
14	840,000	894,190	280,000	297,630	840,000	893,410	280,000	297,290
15	900,000	963,640	300,000	320,750	900,000	962,750	300,000	320,360
16	960,000	1,033,900	320,000	344,130	960,000	1,032,870	320,000	343,700
17	1,020,000	1,104,950	340,000	367,780	1,020,000	1,103,800	340,000	367,300
18	1,080,000	1,176,820	360,000	391,700	1,080,000	1,175,530	360,000	391,170
19	1,140,000	1,249,510	380,000	415,900	1,140,000	1,248,070	380,000	415,310
20	1,200,000	1,323,020	400,000	440,370	1,200,000	1,321,430	400,000	439,720

(注1) 死亡時の遺族一時金は、上記脱退一時金に1カ月分の毎月積立保険料を上乗せした金額です。
(注2) 積立金額(脱退一時金)は加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料(マイプラン18億円、ガッチリプラン9億円)を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月30日までに入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2019年4月1日現在)を引受割合(2019年4月1日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2019年4月1日現在 年1.25%)を使用しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増分に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立額(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

年金の受取額例表

積立金額(年金原資)1,000万円を年金で受け取った場合

	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金 (男性・60歳年金開始)	15年保証期間付終身年金 (女性・60歳年金開始)	15年保証期間付夫婦連生終身年金 (60歳年金開始)
給付期間	15年間	20年間	終身(ただし、15年保証期間付き)	終身(ただし、15年保証期間付き)	終身(ただし、15年保証期間付き)
基本年金年額	約723,090円	約558,800円	約487,470円	約430,960円	(保証期間中または本人生存中) 約430,540円 (保証期間経過後で、本人死亡かつ配偶者生存中) 約258,320円
受取総額	約10,846,350円	約11,176,000円	保証期間(15年)中の受取総額 約7,312,050円	保証期間(15年)中の受取総額 約6,464,400円	保証期間(15年)中の受取総額 約6,458,100円

- (注1) 上記のほか10年確定年金があります。
(注2) 基本年金額は給付期間中、一定額です。(フラット型)
(注3) マイプランご加入の方で年金コースを選択するためには退職(脱退)時の年齢が満50歳以上であり、かつ初年度年金月額1万円以上の年金原資が必要です。また、お申し出により、年金開始を最長10年間繰延べすることが出来ます。繰延べをしない場合は、退職(脱退)手続き完了後すぐに年金の支払いが開始されます。なお、夫婦連生終身年金を選択するためには掛金払込完了年齢が満60歳以上であり、かつ初年度年金月額2万円以上の年金原資が必要です。
(注4) ガッチリプランにご加入の場合、確定年金を選択できるのは、退職(脱退)時の年齢が満50歳以上であり、加入10年以上かつ60歳以上で年金を受取る場合に限りです。ただし、夫婦連生終身年金を選択するには、掛金払込完了年齢が満60歳以上となります。掛金の払込期間が10年以上で、かつ50歳以上60歳未満で退職(脱退)され、60歳未満で年金を受取る場合は終身年金のみのご選択となります。また、お申し出により、年金開始を最長10年間繰延べすることが出来ます。
(注5) 年金支払期間中の一時金受取りもできます。(終身年金では残余保証期間に対してお取り扱いできません。)
(注6) 年金は年4回に分けて2月、5月、8月、11月に指定された銀行口座に支払われます。
※毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の増分のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

年金給付額に関するご注意

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、予定利率(2019年4月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

運営について

●マイプラン・ガッチリプランは下記の複数の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

下記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2019年4月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が下記の引受割合と異なる場合があります。

引受会社	明治安田生命保険相互会社 (事務幹事)	太陽生命保険株式会社	日本生命保険相互会社	第一生命保険株式会社
引受割合	41.0%	28.5%	15.5%	15.0%

明治安田生命保険相互会社 総合法人第四部 法人営業第二部
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際赤坂ビル東館21階 TEL03-3560-5796

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>をご覧ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

個人情報に関する取扱いについて(契約者と生命保険会社からのお知らせ)

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。



共通

FAQ・ご加入に際して

全般

Q ソニーグループ福利厚生への保険にはどのような特徴がありますか？

A ソニーグループ社員向けにスケールメリットによる割引が適用された保険料となっているほか、毎年保障内容の見直しや確認ができる等充実した内容となっています。

Q 保険料の支払い方法は？

A 給与控除です。今回お申込みいただいた内容で2020年7月から控除が開始されます。給与明細上の表示は、会社ごとに異なりますので、人事ご担当部署にご確認ください。

Q 退職後も継続できますか？

A 保障ごとにお取扱いが異なりますので3ページをご確認ください。

お申込み

Q 申込書の提出期限は4/17(金)必着ですか？

A いいえ、4/17(金)にお手元からご提出いただいたものまで受付けます。返信用封筒や郵便の場合は17日までに投函を、社内便であれば発送棚等へ提出していただければ受付いたします。

Q 手続きが完了したら連絡をもらえますか？

A 恐れ入りますが、個別のご連絡は差しあげておりません。

Q 保険証券は発行されますか？

A ソニーグループ福利厚生への保険は団体契約のため、加入者一人ずつの保険証券は発行されません。申込書のお控えを大切に保管してください。なお、ご加入内容は、「MY ページ」でもご確認いただけます。当パンフレット巻末のホームページのご案内をご参照ください。

ご加入に際して

原則、毎年9～10月実施の「秋の保険月間」以外での変更はできませんが、以下の場合はお手続きを承りますので、パンフレット巻末のお問合せ先までご連絡ください。

通年変更可能なお手続き



介護両立支援 プラン

- 新規での加入
- 改姓

など



グループ保険

- 新規での加入
- 死亡保険金受取人の変更
- 改姓

など



セーフティ プラン

- 新規での加入
- 改姓
- 未加入コースへの追加加入

など



長期休業補償 プラン

- 新規での加入
- 改姓

など



総合個人年金

(マイプランのみ)

- 一時積立・中斷一部払出し(減口)
- (マイプラン・ガッチリプラン)
- 脱退・改姓

保険金のご請求方法

Web

(株)NSF エンゲージメント 保険のページから

<https://hoken.sonycos.co.jp/>

MY ページ内の保険金請求フォームからご連絡ください。

ホームページ内にご請求時の流れを掲載しておりますのであらかじめご確認ください。

Tel

(株)NSF エンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンター 保険金請求窓口

フリーダイヤル：0120-17-6639

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く)

特に重要なお知らせ

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と
特に注意いただきたい事項が記載されています。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

	介護両立支援プラン	
	保障のあらまし	39
	グループ保険	
	死亡・高度障がい保障 団体定期保険	
	規定事項	43
	不慮の事故(ケガ)による死亡・後遺障害保障 団体傷害保障 (上乗せ保障)	
	重要事項のご説明	45
	セーフティプラン	
	保障のあらまし	47
	長期休業補償プラン	
	補償のあらまし	59
	介護両立支援プラン	
	重要事項のご説明	63
	グループ保険	
	死亡・高度障がい保障 団体定期保険	
	ご契約の概要について(契約概要)	65
	特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報)	67
	正しく告知いただくために	69
	不慮の事故(ケガ)による死亡・後遺障害保障 団体傷害保障 (上乗せ保障)	
	ご加入にあたっての注意事項	71
	セーフティプラン	
	重要事項のご説明	73
	ご加入にあたっての注意事項	75
	長期休業補償プラン	
	重要事項のご説明	81
	ご加入にあたっての注意事項	83
	総合個人年金 マイプラン ガッチリプラン	
	契約概要 注意喚起情報	85

※印を付した用語については、41～42ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
○ 親介護費用保険金	対象者* (被保険者の親、兄弟姉妹、配偶者および被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。)が要介護状態*に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間*中に利用した ^(※1) 次の①から⑥までのサービス等の費用 ^(※2) を合算し、保険金額*を上限に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円限度とします。また、公的介護保険制度*等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金*をその事業者にお支払いすることができます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	
	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス ^(※3) を利用した費用をいいます。	
	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス ^(※4) を利用した費用をいいます。	
	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス ^(※5) を利用した費用をいいます。	
	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス ^(※6) を利用した費用をいいます。	
	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等 ^(※7) の入居に関する費用 ^(※8) をいいます。		
	(※1) 利用した：被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 (※2) サービス等の費用：保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。 (※3) 介護サービス：公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。 (※4) 家事代行サービス：炊事、掃除、洗濯等の世話をを行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。 (※5) 安否を確認するためのサービス：カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。 (※6) 配食サービス：事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。 (※7) 有料老人ホーム等：次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム ②老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 (※8) 入居に関する費用：有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。		

(注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

- ①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②対象者が要介護状態に該当した日*のお支払条件により算出された保険金の額

(注2) 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いできない主な場合	
△ 親介護費用共済金	対象者* (被共済者の親、兄弟姉妹、配偶者および被共済者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。)が要介護状態*に該当したことにより、被共済者が日本国内において対象者の介護のために対象期間*中に利用した ^(※1) 次の①から⑤までのサービス等の費用 ^(※2) を合算し、共済金額を上限に被共済者にお支払いします。ただし、公的介護保険制度*等の給付等がある場合は、その額を親介護費用共済金から差し引きます。なお、被共済者がソニーグループ保障共済会と提携する事業者から次の①から⑤までの費用の請求を受け、その支払いについてソニーグループ保障共済会に求めた場合、ソニーグループ保障共済会は共済金をその事業者にお支払いすることができます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	
	①ショートステイ利用費用	対象者が有料ショートステイを利用した費用 ^(※3) をいいます。	
	②施設入居費用	対象者がグループホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 ^(※4) に入居するための費用 ^(※5) をいいます。	
	③帰省にかかる交通費*	被共済者または被共済者の配偶者が対象者の介護を目的として対象者の居住する地へ帰省するために、被共済者が負担した往復交通費をいいます。ただし、住居を出発してから住居に到着するまでの期間が、その日を含めて180日以内である場合に限り、(注1)原則、交通費に該当する金額が領収書等で確認できる場合に限り、(注2)免責金額 ^(※3) (3,000円)を差し引いた額をお支払いします。	
	④レスパイトにかかる交通費	対象者を介護する被共済者が休息する目的をもって外出する際の、住居を出発してから住居に到着するまでの間に利用した交通費、および被共済者の社会的事由*により対象者が臨時で介護サービスを利用するために要する交通費をいいます。(注1)原則、交通費に該当する金額が領収書等で確認できる場合に限り、(注2)免責金額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。	
⑤認知症患者検索費用	対象者が行方不明*となったことにより、その捜索に必要とした次のア～エの費用。ただし、当会が共済金をお支払いするのは、行方不明の開始時*から起算して24時間を経過してもなお対象者が発見されない場合に限り、行方不明者届*提出後180日以内に対象者の捜索のために必要とした費用で、その費用を負担したことがわかる領収書を提出できるものに限り、ア. ポスターまたはビラ等の作成もしくは新聞広告に関する費用 イ. 対象者の捜索を行うために必要とした交通費または現地*へ赴く被共済者の現地までの交通費もしくは現地から被共済者の住居までの交通費 ウ. 被共済者が対象者の捜索を警察以外で業として捜索を行う機関または介護事業者*に依頼した場合の費用 エ. 捜索に対する謝礼としての手土産等の購入費用をいい、現金、小切手、株式、手形その他の有価証券またはプリペイドカード、商品券、印紙、切手その他これらに準ずるものを除きます。ただし、お支払いする費用は行方不明者届を提出後180日以内において、1万円を限度とします。		
	(※1) 利用した：被共済者が実際に費用を負担した場合に共済金をお支払いします。 (※2) サービス等の費用：共済金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被共済者が負担した費用が返還された場合は親介護費用共済金の全部または一部の返還を求めることがあります。 (※3) ショートステイを利用した費用：公的介護保険制度において給付の対象となる短期入所生活介護、短期入所療養介護、および老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホームが提供する有料ショートステイを利用した費用で、居住費または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う費用をいいます。ただし、公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスの利用に要した費用(公的介護保険制度の給付の有無を問いません。)を除きます。 (※4) グループホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院：次の①から⑤いずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法に定める認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営む住居 ②老人福祉法に定める特別養護老人ホーム ③介護保険法に定める介護老人保健施設 ④医療法に基づく介護療養型医療施設 ⑤介護保険法に定める介護医療院 (※5) 入居するための費用：グループホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するもの、公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスの利用に要した費用(公的介護保険制度の給付の有無を問いません。)を除きます。		

か行

- 「介護業務」**△
身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者について入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務をいいます。
- 「介護事業者」**△
介護保険法に定める指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および介護保険施設等の介護業務*を行う事業者をいいます。
- 「現地」**△
対象者が行方不明になった地または対象者の取寄地をいいます。
- 「交通費」**△
航空機、船舶、自動車(タクシーを含む。)、鉄道等の運賃、自家用車使用時の燃料代、有料道路使用のための通行料等、レンタカー費用*をいいます。
- 「公的介護保険制度」**○
介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

さ行

- 「社会的事由」**△
対象者の介護を担う家族の病気や事故、出産、冠婚葬祭、出張などをいいます。

た行

- 「対象期間」**○
保険(共済)金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。
① 対象者が要介護状態に該当しなくなった場合
② 対象者が死亡した場合
③ 被保険者が死亡した場合
- 「対象者」**○
親介護費用補償(保障)特約の対象者をいいます。

は行

- 「保険(共済)金」**○
親介護費用保険(共済)金をいいます。
- 「保険(共済)金額」**○
親介護費用保険(共済)金の保険(共済)金額をいいます。

ま行

- 「免責金額」**△
支払共済金の計算にあたって損害額から差し引く金額(3,000円)をいいます。(免責金額は被共済者の自己負担となります。)

や行

- 「行方不明」**△
対象者の所在が明らかでなく、行方不明者届が警察に受理された場合をいいます。
- 「行方不明者届」**△
[行方不明者発見活動に関する規則](国家公安委員会規則)に定める[行方不明者届]をいいます。
- 「行方不明の開始時」**△
行方不明者届において記録された[行方不明年月日]をいいます。
- 「要介護状態」**○
次の①または②のいずれかの状態をいいます。
①要介護状態 A
公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知)の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはⅤのいずれかを受けている状態
②要介護状態 B
公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
- 「要介護状態に該当した日」**○
対象者が保険(共済)期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日^(※)をいいます。
(※)有効期間の初日
公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。

ら行

- 「レンタカー」**△
道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいい、カーシェアリングの利用に要する費用を含みません。
- 「レンタカー費用」**△
レンタカー*を借り入れるために必要な費用およびレンタカーの使用に必要な燃料代等をいい、レンタカーを滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカーを借りるために通常支払うべき費用を超えた費用および有料オプションに要する費用は含みません。

■ケガに関する共済金について(基本保障・オプション)

*印を付した用語については、57～58ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	共済金のお支払額	共済金をお支払いしない主な場合
☆ 傷害入院共済金	保障期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	【傷害入院共済金日額】×【傷害入院の日数】をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては傷害共済金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院共済金をお支払いする期間中にさらに傷害入院共済金の「共済金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院共済金を重ねてはお支払いしません。	● 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しでの運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受元が共済金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、共済金をお支払いします。)
☆ 傷害手術共済金	保障期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	次の共済金をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術*の場合 【傷害入院共済金日額】×10 上記金額に加え、1月1日時点で65歳未満の被共済者に対しては、傷害入院共済金支払対象期間中に負担した次に掲げる費用をお支払いします。 ・手術*を伴う傷害入院を開始した日以降に被共済者が負担した差額ベッド代* ただし入退院ごとに、15,000円×入院日数を限度とし、1事故に基づく傷害について100万円を限度とします。 (*) 特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。 ②①以外の手術*の場合 【傷害入院共済金日額】×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。 また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術*を受けた場合は、①をお支払いします。	● 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術(傷害手術共済金のみお支払いの対象外となります。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、就業中を除き共済金の支払対象となります。)
☆ 傷害通院共済金	保障期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)	3,000円×【傷害通院の日数】をお支払いします。 また、骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき、一時金として3万円をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては傷害通院共済金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院共済金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院共済金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院共済金をお支払いする期間中にさらに傷害通院共済金の「共済金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院共済金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 一時金は同一の事故によるお支払いは1回が限度となります。	● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ● 入浴中の溺水* (ただし、引受元が共済金を支払うべきケガによって生じた場合には、共済金をお支払いします。)
☆ 傷害後遺障害共済金	保障期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害共済金額の100%～4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害共済金をお支払いします。 (注2) 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受元は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害共済金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する共済金支払割合を控除して、共済金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害共済金がある場合は、傷害死亡・後遺障害共済金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保障期間を通じてお支払いする傷害後遺障害共済金は、傷害死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	● 原因がいかんときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● 別表1の「保障対象外となる運動等」(53ページ)を行っている間のケガ ● 別表1の「保障対象外となる職業」(53ページ)に従事している間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
☆ 傷害死亡共済金	保障期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害共済金額の全額を傷害死亡共済金受取人(被共済者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした傷害後遺障害共済金がある場合は、傷害死亡・後遺障害共済金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	

■所得補償に関する保険金について(オプション)

*印を付した用語については、57～58ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
○ (所得補償(MS&AD型)特約、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約)セット)	<p>保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が所得補償保険金の免責期間*(7日)を超えて継続した場合</p> <p>(注1)【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6カ月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時またはケガの原因となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (*) 就業不能の原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>所得補償保険金額× 就業不能期間*の月数÷ 所得補償保険金額× 就業不能期間*のうち1カ月 に満たない期間の日数÷30</p> <p>(注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または時を異にして発生したケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気* ● 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気* ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気* ● 原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの* ● 精神障害*^(*)を被り、これを原因として生じた就業不能 ● 妊娠または出産による就業不能 ● 骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約)をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 などによる就業不能*</p> <p>(注) ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時*^(*)より前に発病した病気*^(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1) その病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など (*3) 就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

● 本人・ファミリーコース(共済契約部分)には天災危険補償特約がセットされるため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も傷害共済金をお支払いします。

【特約の説明】

セッとする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
セッとする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為は、就業中を除きお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
セッとする特約	特約の説明
入院期間中対象外特約(所得補償特約用)(オプション①所得補償)	入院*による就業不能期間*に対しては、保険金をお支払いしません。(骨髄採取手術*による入院を除く)
天災危険補償特約(所得補償特約用)(オプション①所得補償)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

共通項目

介護両立支援プラン

グループ保険

セーフティプラン

長期休業補償プラン

総合個人年金

■ 病気に関する保険金(共済金)について(基本補償・オプション)

※印を付した用語については、57～58ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
○ (疾病補償特約、特定精神障害補償特約セット) 疾病入院保険金(欄外①参照)	保険期間の開始後 ^(*) に発病 ^(*) した病気の ^(*) ため、保険期間中に入院 ^(*) された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 ^(*) (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 ^(*) について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 ^(*) (365日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 ^(*) を発病 ^(*) された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ^(*) ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(*) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による病気(テロ行為による病気に、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(*) ●妊娠または出産(「療養の給付」等 ^(*))の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 ^(*) 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(*) など (注) 保険期間の開始時 ^(*) より前に発病 ^(*) した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(*) を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
○ (疾病補償特約、特定精神障害補償特約セット) 疾病手術保険金(欄外①参照)	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間 ^(*) (1,095日)中に手術 ^(*) を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 ^(*) した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 ^(*) について、次の額をお支払いします。 ① 入院 ^(*) 中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上わたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱います。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱います。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 ^(*) 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(*)1「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*)2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4 その病気と医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。 (*)5 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)6 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(○)1 疾病入院保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金)
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気^(*)を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(*)の原因となった病気^(*)を発病^(*)した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気^(*)を発病した時が、その病気による入院^(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
(*)1 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
(*)2 疾病入院^(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^(*)を含みます。

保険金/共済金の種類	保険金 / 共済金をお支払いする場合	保険金 / 共済金のお支払額	保険金 / 共済金をお支払いしない主な場合
○ (疾病補償特約、特定精神障害補償特約セット) 疾病放射線治療保険金(欄外①参照)	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間 ^(*) (1,095日)中に放射線治療 ^(*) を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 ^(*) した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 ^(*) について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	前ページ記載の疾病保険金「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ ●保険契約者、被保険者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ^(*) ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ●精神障害 ^(*) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による病気(テロ行為による病気に、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、就業中を除き共済金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(*) ●妊娠または出産(「療養の給付」等 ^(*))の対象となるべき期間については、共済金をお支払いします。 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 ^(*) 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(*) など (注) 共済期間の開始時 ^(*) より前に発病 ^(*) した病気 ^(*) については共済金をお支払いしません。ただし、本人・ファミリーコースに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(*) を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、共済金をお支払いします。 (*)1「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*)2 これにより生じた共済金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの共済の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受元が認めた場合は、共済金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4 本人・ファミリーコースに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)5 その病気と医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。
☆ 疾病手術費用共済金	保障期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中に、医師 ^(*) による健康保険の手術料の対象となる手術 ^(*) を1月1日時点で65歳未満の被共済者が受けたとき。 (*) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間 ^(*) (1,095日)が満了するまでの間に限ります。	被共済者が疾病入院の期間中に負担した次の費用をお支払いします。 ・手術 ^(*) を伴う疾病入院を開始した日以後 ^(*) に被共済者が負担した差額ベッド代 ^(*) ただし、入院退院ごとに15,000円×入院日数を限度とし、1回の疾病入院について100万円限度とします。 (*)1 1回の疾病入院において、初回の手術を伴う疾病入院より以前の疾病入院は含みません。 (*)2 特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。	

☆ がん治療サポート共済金	保障期間中に支払事由が発生した場合に、下表に従いがん治療サポート共済金を支払います。		
	共済金の名称	支払事由	共済金の額 支払限度回数
	①がん診断・治療一時金 ^(*)	次のいずれかに該当したとき ア. 初めてがん診断確定されたとき イ. 前回のがん診断・治療一時金の支払事由が生じた日からその日を含めて1年経過した日の翌日以後に病院または診療所において所定の治療 ^(*) を行うため入院を開始したとき、または通院をしたとき	・支払事由に該当するごとに1回50万円 ・ア、イを合算して6回
②上皮内新生物診断一時金	次のいずれかに該当したとき ア. 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき イ. 前回の上皮内新生物診断一時金の支払事由が生じた日からその日を含めて1年経過した日の翌日以後に、前回の上皮内新生物とは関係なく、上皮内新生物が新たに生じたときと診断確定されたとき	・支払事由に該当するごとに1回5万円	

なお、前回のがん診断・治療一時金支払事由が生じた日からその日を含めて1年経過した日の翌日に病院または診療所において所定の治療^(*)を行うために入院をしている場合は、その日に入院を開始したものとみなしてがん診断・治療一時金を支払います。
(*)1「がん診断・治療一時金」は、悪性新生物の診断をいいます。具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に定められた内容によるものとします。
(*)2 所定の治療とは次のいずれかに該当する治療をいいます。
①がんの治療を直接的な目的とした治療、②がんの再発予防を目的とする抗がん剤またはホルモン剤の投与、③がん性疼痛緩和を目的とした緩和ケア
(ご注意)
この共済契約が継続されてきた最初の共済契約(初年度契約といいますが)の保障期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に、がんまたは上皮内新生物と診断確定されていた場合は、共済金をお支払いできません。また、初年度契約の保障期間開始前にかんまたは上皮内新生物と診断確定されていた場合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、共済金をお支払いできません(この場合お支払いいただいた共済掛金を返還できないことがあります。)

共通項目

介護両立支援プラン

グループ保険

セーフティプラン

長期休業補償プラン

総合個人年金

※印を付した用語については、57～58ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
○ 先進医療費用保険金 (先進医療費用保険金補償特約、特定精神障害補償特約セット)	ケガ [※] または病気 [※] の治療 [※] のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(※1) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(※2) を発病 [※] した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用 ^(※) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分を除き、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。が)他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気 [※] または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [※] ●入浴中の溺水 [※] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん) [※] によって生じた肺炎 ●別表1の「保障対象外となる運動等」(53ページ)を行っている間のケガ ●別表1の「保障対象外となる職業」(53ページ)に従事中のケガ ●乗用具 [※] を用いて競技等 [※] をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、保障の対象にはなりません。 ●疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を次のとおり読み替えます。
			(注) 保険期間の開始時 ^(※3) より前に被ったケガまたは発病 [※] した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。 (※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
○ 葬祭費用保険金 (葬祭費用補償特約)	補償対象者 ^(※1) が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族 [※] が葬祭費用を負担された場合 ①保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②保険期間の開始時以降 ^(※2) に発病 [※] した病気 [※] のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気 ^(※3) のため、疾病入院保険金の支払対象期間 [※] が満了するまでの間 ^(※4) に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限り、 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(※3) を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(※3) を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2)葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (※3)その病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。 (※4)365日を限度とします。	補償対象者の親族 [※] が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。が)他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気 [※] または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [※] ●別表1の「保障対象外となる運動等」(53ページ)を行っている間のケガ ●乗用具 [※] を用いて競技等 [※] をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 [※] ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 [※] ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性による病気 ^(※2) など (注) 保険期間の開始時 ^(※3) より前に発病 [※] した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(※4) を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (支払対象外となる精神障害の例) 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※2)これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認められた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。

※印を付した用語については、57～58ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	共済金のお支払額	共済金をお支払いしない主な場合
☆ 個人賠償責任共済金 (家庭賠償) (◎2参照)	保障期間中の次の偶発的な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したり日本国内で電車を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故 ②被共済者の日常生活に起因する偶発的な事故 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被共済者の範囲は、本人、配偶者 ^(*) 、同居の親族および別居の未婚 ^(*) の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被共済者とし、[同居の親族]とは、本人またはその配偶者の6親等内の血族、および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および争訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 (*)引受元の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任共済金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受元の承認を必要とします。	●共済契約者または被共済者の故意による損害 ●被共済者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被共済者と同居する親族 ^(*) に対する損害賠償責任 ●被共済者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被共済者または被共済者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 ^(*) の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、就業中を除き共済金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
☆ 受託物賠償責任共済金 (受託物賠償) (◎2参照)	保障期間中で、受託物 ^(*) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、破損 ^(*) ・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (注)被共済者の範囲は、本人、配偶者 ^(*) 、同居の親族および別居の未婚 ^(*) の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被共済者とし、[同居の親族]とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族、および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被害受託物について正当な権利を有する方に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。) ^(*) から免責金額 ^(*) (1回の事故につき5,000円)を差し引いた額および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 (*)1)被害受託物の時価額が限度となります。 (*)2)引受元の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の賠償責任の額から免責金額を差し引いた額は、保障期間を通じ、受託物賠償責任共済金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受元の承認を必要とします。	●共済契約者または被共済者の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等 ^(*) の無資格運転、酒気帯び運転 ^(*) または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●受託物に生じた自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みや漏入による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害 ●被共済者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被共済者と同居の親族 ^(*) に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された破損による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、就業中を除き共済金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別表2「保障対象外となる主な[受託物]」(55ページ)の損害 など

【別表1】

保障対象外となる運動等	保障対象外となる職業
山岳登山 ^(*) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(*) 操縦 ^(*) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*)1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*)2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*)3)職務として操縦する場合は含みません。 (*)4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	共済金のお支払額	共済金をお支払いしない主な場合
☆ 携行品賠償共済金 (携行品賠償) (◎2参照)	保障期間中の偶発的な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(*) に損害が生じた場合 (*)「携行品」とは、被共済者が住宅(戸建ての場合)は敷地を含みます。共同住宅の場合は専有部分をいいます。外において携行している被共済者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、別表2「保障対象外となる主な[携行品]」(55ページ)を除きます。	被害物の損害額から免責金額 ^(*) (1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害額は、再調達価額 ^(*) によって定めま。ただし、被害物が貴金属等の場合には、共済価額によって定めま。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。 (注2)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)共済金のお支払額は、保障期間を通じ、携行品賠償共済金額が限度となります。	●共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被共済者と生計を共にする親族 ^(*) の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等 ^(*) の無資格運転、酒気帯び運転 ^(*) または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、就業中を除き共済金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別表2「保障対象外となる主な[携行品]」(55ページ)の損害 など
☆ キャンセル費用共済金 (キャンセル費用) (◎2◎3参照)	被共済者、被共済者の配偶者 ^(*) または被共済者の1親等内の親族の死亡、ケガ ^(*) または病気による入院 ^(*) によって、被共済者が特定のサービスを受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用 ^(*) を負担された場合	被共済者または被共済者の法定相続人が負担したキャンセル費用 ^(*) の額から自己負担額(1回の事故につき免責金額 ^(*) (1,000円)またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。 (注2)共済金のお支払額は、保障期間を通じ、キャンセル費用共済金額が限度となります。	●提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ●予約日・提供日が確認できない場合 ●サービスが職務遂行に係るものである場合 ●共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為または麻薬等の使用による損害 ●被共済者の自動車等 ^(*) の無資格運転、酒気帯び運転 ^(*) または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●妊娠、出産、早産または流産による入院 ^(*) ●戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、就業中を除き共済金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●原因がいかなくとも、被共済者が頸(けい)部症候群 ^(*) 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解 ^(*) のないもの など
☆ 救済者費用共済金 (救済者費用) (◎2参照)	救済対象者 ^(*) が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被共済者 ^(*) が費用を負担された場合 ①保障期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保障期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ③保障期間中に被った外出中のケガ ^(*) のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院 ^(*) された場合 (*)「被共済者」とは、この特約により保障を受ける方で、共済契約者、救済対象者または救済対象者の親族 ^(*) をいいます。	被共済者が負担された次のA～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。 ア. 遭難した救済対象者 ^(*) の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者 ^(*) の現地 ^(*) までの1往復分の交通費(救済者2名分まで) ^(*) ウ. 救済者の現地および現地までの行程での宿泊料(救済者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(*) エ. 死亡されたまたは治療 ^(*) を継続中の救済対象者の現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「共済金をお支払する場」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「共済金をお支払する場」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*)上記イ、ウについては、左記「共済金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。 (注)共済金のお支払額は、保障期間を通じ、救済者費用共済金額が限度となります。	●共済契約者、救済対象者 ^(*) または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 ●自動車等 ^(*) の無資格運転、酒気帯び運転 ^(*) または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ●脳疾患、病気または心神喪失による費用 ●妊娠、出産、早産または流産による費用 ●外科的手術その他の医療処置による費用(ただし、引受元が共済金を支払うべきケガ ^(*) の治療 ^(*) によるものである場合には、共済金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による費用(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、就業中を除き共済金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群 ^(*) 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解 ^(*) のないもの ●入浴中の溺水 ^(*) (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん) ^(*) によって生じた肺炎 ●別表1「保障対象外となる運動等」(53ページ)を行っている間の事故による費用 など

共通項目

介護両立支援プラン

グループ保険

セーフティプラン

長期休業補償プラン

総合個人年金

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	共済金のお支払額	共済金をお支払いしない主な場合
☆ ホールインワン・アルバトロス費用共済金 (◎2参照)	<p>日本国内のゴルフ場*において被共済者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者など(帯同者*は含みません)</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは共済金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り共済金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料*によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受元所定のホールインワン・アルバトロス証明書*(*)により証明できるものに限りします。 <p>(*)1「引受元所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <p>(a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用*(贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被共済者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みません。)</p> <p>イ. 祝賀会に要する費用*(*)*(**)</p> <p>ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ*に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用(ただし、共済金額の10%が限度となります。)</p> <p>(*)1ホールインワンまたは、アルバトロスを達成した日から3カ月以内(**)に開催された祝賀会に必要とする費用に限りします。</p> <p>(**)2祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被共済者から当会に、ゴルフ競技を行う時期について告げ、当会がこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めます。</p> <p>(注1)共済金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用共済金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険・共済を複数(保険・共済会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用共済金のお支払額は単純に合算されず、最も高い共済金額が限度となります。</p> <p>(注3)共済金のご請求には、引受会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフの競技または指導を職業としている被共済者が達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(**)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など <p>(*)2「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

(◎2) 保障内容が同様の保険・共済契約(異なる保険・共済種類の特約や保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険・共済金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

(◎3) 被共済者、被共済者の配偶者*または被共済者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ*または病気が保障期間の開始時より前または保険料領収前に生じていたためキャンセル費用を負担された場合は、共済金をお支払いしません。なお、病気の発病の認定は、医師*の診断によります。

【別表2】

保障対象外となる主な「受託物」	保障対象外となる主な「携行品」
<p>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、53ページの「保障対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など</p>	<p>①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、自動三輪車、自動二輪車、被牽引車、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)、トロリーバス、鉄道車両、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、無人航空機、ラジコン模型およびこれらの付属品 ③携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・モバイル Wi-Fi ルーター等の携帯式通信機器 ④ノート型パソコン・タブレット型端末・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑤義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、その他これらに類する物 ⑥動物および植物 ⑦手形その他の有価証券(小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手 ⑧預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、電子マネー、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ⑨稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ⑩漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。) ⑪データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 など</p>

MEMO



Blank memo area with horizontal dashed lines for writing.

共通項目

介護両立支援プラン

グループ保険

セーフティプラン

長期休業補償プラン

総合個人年金

保障のあらまし セーフティプラン ※印の用語のご説明

※一部、一般的な用語も追加しています。

○：保険・共済契約に関わる用語 △：保険契約に関わる用語 ☆：共済契約に関わる用語

あ行

- 「**アルパトロス**」☆
ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「**医学上因果関係がある病気**」○
医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「**医学的他覚所見のないもの**」○
被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「**医師**」○
被保険（共済）者以外の医師をいいます。

共済金・特約名称	共済金・特約固有の「医師」の範囲
救済者費用等共済金	救済対象者*以外の医師
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師

- 「**1回の疾病入院**」○
疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

か行

- 「**キャンセル費用**」☆
サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払いを要する費用で、被共済者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、ただし、被共済者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被共済者に行う被共済者の配偶者*もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- 「**救済者**」☆
救済対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地*へ赴く救済対象者の親族*（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- 「**救済対象者**」☆
普通共済約款における被共済者をいいます。
- 「**競技等**」○
競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「**協力費用**」☆
引受元が事故の解決にあたる場合、引受元へ協力するために要した費用をいいます。
- 「**緊急措置費用**」☆
事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用をいいます。
- 「**顎（けい）部症候群**」○
いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「**ケガ**」○
急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険（共済）者にとって予知できない、被保険（共済）者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険（共済）者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みます。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「**現地**」☆
事故発生地または救済対象者*の収容地をいいます。
- 「**権利保全行使費用**」☆
発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用をいいます。

- 「**後遺障害**」☆
治療*の効果で医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。
- 「**誤嚥（えん）**」○
食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「**骨髓採取手術**」△
組織の機能に障害がある方に対して骨髓幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髓幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髓幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- 「**ゴルフ場**」☆
ホールインワン・アルパトロス費用共済金においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

さ行

- 「**再調達価額**」☆
損害が生じた地および時における保障の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
- 「**失効**」○
保険（共済）契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
- 「**疾病入院の期間中**」☆
疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院共済金の支払対象期間*（1,095日）が満了するまでの間に限ります。
- 「**自動車等**」○
自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「**支払限度額**」☆
共済契約により保障される損害が発生した場合に引受元が支払うべき共済金の限度額をいいます。
- 「**支払限度日数**」△
支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいいます。

適用される保険金の名称
・疾病入院保険金

- 「**支払対象期間**」○
支払いの対象となる期間をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金（共済金）の名称
・疾病入院保険金
・疾病手術保険金（疾病手術費用共済金）

- 「**就業不能**」△
ケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている（就業不能の原因が骨髓採取手術*の場合は、骨髓採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、被保険者本人の従事する業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。
- 「**就業不能期間**」△
てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数（就業不能の原因が骨髓採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
- 「**酒気帯び運転**」○
道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「**手術**」○
次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為^(*)
（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「**受託物**」☆
被共済者が日本国内において他人（レンタル業者を含みます。）から預った財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、55ページ別表2の「保障対象外となる主な『受託物』」を除きます。
 - 「**乗用具**」○
自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカー、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
 - 「**所得補償保険金の免責期間**」△
就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髓採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
 - 「**親族**」○
6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
 - 「**先進医療**」△
手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
 - 「**争訟費用**」☆
損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をいいます。
 - 「**贈呈用記念品購入費用**」☆
ホールインワン*またはアルパトロス*を達成した場合に、同伴競技者*、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
 - 「**その他の変乱**」○
外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
 - 「**損害賠償金**」☆
法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）をいいます。
 - 「**損害防止費用**」☆
事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
- ## た行
- 「**帯同者**」☆
同伴キャディ以外で、被共済者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。
 - 「**達成証明資料**」☆
ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。
 - 「**治療**」○
医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 - 「**通院**」☆
病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
 - 「**溺水**」○
水を吸引したことによる窒息をいいます。
 - 「**てん補期間**」△
所得補償保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間をいいます。
 - 「**同伴キャディ**」☆
被共済者がホールインワン*またはアルパトロス*を達成したゴルフ場に所属し、被共済者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
 - 「**同伴競技者**」☆
被共済者がホールインワン*またはアルパトロス*を達成した時に、被共済者と同一組で競技していた方をいいます。
 - 「**特定のサービス**」☆
業として有償で提供されるサービスで、次のア～カのいずれかに該当するものをいいます。ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内（ただし、被共済者の死亡の場合にはこの限りではありません。）、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。
ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス
ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送
エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス
オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

- 「**特別約款・特約**」○
オプションとなる補償内容など普通保険（共済）約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

な行

- 「**入院**」○
自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

は行

- 「**配偶者**」○
婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「**破損**」☆
滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
- 「**発病**」○
医師*が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「**被保険（共済）者**」○
保険（共済）契約により補償を受けられる方をいいます。
- 「**病気**」○
被保険（共済）者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険（共済）者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「**普通保険（共済）約款**」○
基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
- 「**平均月間所得額**」△
所得補償保険金の免責期間*が始まる直前12カ月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「**放射線治療**」△
次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 「**保険（保障）期間**」○
保険（保障）責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。
- 「**保険（共済）金**」○
普通保険（共済）約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に引受保険会社（引受元）がお支払いすべき金銭をいいます。
- 「**保険（共済）契約者**」○
引受保険会社（引受元）に保険（共済）契約の申込みをされる方で、保険（共済）料の支払義務を負う方をいいます。
- 「**保険料**」○
保険（共済）契約者が保険（共済）契約に基づいて引受保険会社（引受元）に払い込むべき金銭をいいます。
- 「**ホールインワン**」☆
各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

ま行

- 「**未婚**」☆
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「**免責金額**」☆
共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「**目撃**」☆
被共済者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。

長期休業補償プラン 補償のあらまし

※印を付した用語については、60ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款 の補償内容	<ご注意> 被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払されない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の可否を判断のうえ、ご加入ください。 (注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
-----------------	---

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により、就業障害*となった場合	<p>てん補期間*中の就業障害*である期間1カ月につき、次の額をお支払いします。</p> <p>[支払基礎所得額*] × [所得喪失率*] × [約定給付率* (100%)]</p> <p>(注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間*中の就業障害*である期間1カ月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(500,000円)を限度とします。</p> <p>(注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>(注3) 支払基礎所得額*に約定給付率*を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>(注4) てん補期間中に於ける就業障害である期間が1カ月に満たない場合または1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注5) 同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6カ月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>(注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率*を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1カ月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金がお支払されていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1カ月あたりの支払責任額* ・他の保険契約等から保険金または共済金がお支払された場合は、平均月間所得額に所得喪失率*を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1カ月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1カ月あたりの支払責任額*を限度とします。 <p>(*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p style="text-align: right;">(次ページにつづく)</p>	<p>(1) 新規加入日から12カ月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日前12カ月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害</p> <p>③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害*⁽¹⁾</p> <p>⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害*⁽²⁾</p> <p>⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害*⁽³⁾</p> <p>⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害*⁽⁴⁾</p> <p>⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑫ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害*⁽⁵⁾</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*)1) テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*)2) 「天災危険補償特約」がセットされているため、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*)3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p style="text-align: right;">(次ページにつづく)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		<p style="text-align: center;">(前ページよりつづき)</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p style="text-align: center;">(前ページよりつづき)</p> <p>(*)4) 「精神障害補償特約」がセットされているため、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目*⁽⁶⁾中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F04~F09 (2) F20~F51 (3) F53~F54 (4) F59~F63 (5) F68~F69 (6) F84~F89 (7) F91~F92 (8) F95 (9) F99</p> <p>(*)5) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>(*)6) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。</p>

※印の用語のご説明

か行

●「回復所得額」

免責期間*開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

さ行

●「最高保険金支払月額」

1被保険者について、1カ月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

●「支払基礎所得額」

保険金の算出の基礎となる額をいい、[1口あたり保険金額] × [加入口数]によって算出した額となります。

●「就業障害」

被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

●「所得」

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

●「所得喪失率」

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得*の額につき給与と体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

●「身体障害」

傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

た行

●「他の保険契約等」

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●「てん補期間」

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間(60歳に達した日の属する月末まで。ただし、免責期間の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については3年。)をいいます。「精神障害補償特約」がセットされているため、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間*にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「36カ月」が限度です。

は行

●「平均月間所得額」

被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12カ月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{(年間収入額*⁽¹⁾)} - \text{(働けなくなったことにより支出を免れる金額*⁽²⁾)}}{12(\text{カ月})}$$

(*)1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(*)2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

ま行

●「免責期間」

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害*が継続する期間(730日)をいいます。

免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(28日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。

や行

●「約定給付率」

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。【対象者(被共済者の親、兄弟姉妹、配偶者および被共済者の配偶者の親で、加入時に指定された方となります。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

- 商品の仕組み: この商品は介護両立支援プラン普通共済約款に親介護費用保障特約をセットしたものです。
- 保障期間 : 2020年7月1日0時から2021年1月1日16時までとなります。
- 申込締切日: 2020年4月17日
- 引受条件(共済金額等)、共済掛金、共済掛金払込方法等: 引受条件(共済金額等)、共済掛金は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: ソニー株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員(再雇用者も含む)、退職者
 - * 役員・従業員(再雇用者も含む)は、共済掛金が給与から控除できる方に限ります。
- 被共済者: ソニー株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員(再雇用者も含む)、退職者
 - * ただし、未成年者を除きます。
- 対象者: 被共済者の親、兄弟姉妹、配偶者および被共済者の配偶者の親で加入時に指定された方になります。(新規加入の場合、満40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)までの方が対象となります。)
- お支払方法: 2020年7月分給与から毎月控除となります。
- お手続方法: 下表のとおりとなります。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	加入依頼書・告知書に必要事項をご記入いただけます。

- 中途加入: 保障期間の中途でのご加入は下記の期間を除き、毎月、受付をしています。(例年8月16日から11月15日まで) 中途加入での保障期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌々月1日(15日過ぎの受付分は翌々々月1日)から2021年1月1日午後4時までとなります。共済掛金につきましては、中途加入の保障期間開始日の属する月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退: この共済から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のNSF エンゲージメントまでご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この共済には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

- クーリングオフ**
本契約は共済契約であることから、クーリングオフの対象とはなりません。
 - ご加入時における注意事項(告知義務等)**
 - ご加入の際は、加入依頼書・告知書にご記入いただいた内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、ソニーグループ保障共済会が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被共済者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記入事項とすることによってソニーグループ保障共済会が告知を求めたものをいいます。
- <告知事項>この共済における告知事項は、次のとおりです。
- ★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している対象者の疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的に

その疾病・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。
 - * ソニーグループ保障共済会または(株)NSF エンゲージメントは告知受領権を有しています。
 - ご加入初年度の保障期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてソニーグループ保障共済会に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保障期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保障期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「共済金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。(※)共済金額の増額等保障を拡大した場合はその保障を拡大した時をいいます。
 - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「共済金の支払事由」が発生しているときであっても、共済金をお支払いできません。ただし、「共済金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、共済金をお支払いします。
 - 次の場合にも、共済金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保障期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の詐欺または強迫によってソニーグループ保障共済会が契約した場合
 - ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
 - ご加入後や共済金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - 継続加入の場合において、共済金額の増額等保障を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、保障を拡大した部分について、解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。
 - 3. ご加入後における留意事項**
 - 加入依頼書・告知書等記入の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく(株)NSF エンゲージメントまたはソニーグループ保障共済会までご連絡ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被共済者による解除請求(被共済者離脱制度)について>
被保険者は、この共済契約(その被共済者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、(株)NSF エンゲージメントまたはソニーグループ保障共済会までお問い合わせください。
- 共済金の請求状況や被共済者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に保障内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - <重大事由による解除等>
 - 共済金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や共済契約者、被共済者(共済金受取人)または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。
 - 4. 責任開始期**
 - 共済責任は保障期間初日の0時に始まり、
 - * 中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌々月1日(15日過ぎの受付分は翌々々月1日)に共済責任が始まります。
 - ご加入初年度の保障期間の開始時^(※)より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、共済金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保障期間の開始時^(※)より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保障期間の開始時^(※)からその日を含め

～ソニーグループ保障共済会契約分～

て1年を経過した後共済金の支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その共済金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。(※)継続時に保険金額を増額する等新たに保障を拡大された場合は、新たに保障を拡大された日をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 対象者が共済金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちにソニーグループ保障共済会または(株)NSF エンゲージメントまでご連絡ください。
- 共済金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、ソニーグループ保障共済会が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	共済金請求書および共済金請求権者が確認できる書類	共済金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	対象者の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類 など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書 など
④	ソニーグループ保障共済会が支払うべき共済金の額を算出するための書類	共済金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または当会社と提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

(注1) 共済金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証憑の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうちソニーグループ保障共済会所定の条件を満たす方が、代理人として共済を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、ソニーグループ保障共済会が共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、ソニーグループ保障共済会が確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、ソニーグループ保障共済会までお問い合わせください。
- 病気がケガにより対象者が要介護状態に該当された場合は、この共済以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。ソニーグループ保障共済会・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 共済金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの保障の内容【共済金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この共済から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。

脱退(解約)に際しては、既経過期間(保障期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割共済掛金をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 個人情報の取扱いについて

本共済契約に関する個人情報について、ソニーグループ保障共済会および(株)NSF エンゲージメントが次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本共済契約に関する個人情報は、ソニーグループ保障共済会および(株)NSF エンゲージメントが本契約引受の審査および履行のために利用するほか、ソニーグループ保障共済会が、本共済契約以外の商品・サービスの案内・ご提供や共済契約引受けの審査および共済契約の履行のために利用し

ご加入前に必ずお読みください。

たり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●再保険について

ソニーグループ保障共済会、本共済契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受保険会社等に提供することがあります。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して共済をご利用いただくために、ご加入いただく共済商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 1. 共済商品の次の保障内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。**
 - 保障の内容(共済金の種類)、セットされる特約
 - 保険金額 保障期間 対象期間
 - 共済掛金、共済掛金払込方法
 - 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。**
以下の項目は、共済掛金を正しく算出したり、共済金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 対象者および被共済者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
 - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 - 以下の【保障重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
- 【保障重複についての注意事項】
保障内容が同様のご契約が他にある場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは共済金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、保障内容の差異や共済金額をご確認いただき、保障・特約の要否をご判断ください。

- 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。**
 - 特に「注意喚起情報」には、「共済金をお支払いできない場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

この共済契約に関するお問合せ先

株式会社 NSF エンゲージメント
ソニーグループ保険カスタマーセンター 0120-58-6633
受付時間: 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く)

※(株)NSF エンゲージメントは、ソニーグループ保障共済会より本契約の募集・管理・運営の業務委託をうけております。

- (株)NSF エンゲージメントは、ソニーグループ保障共済会からの委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・契約の管理業務等を行っております。したがって(株)NSF エンゲージメントにお申込みいただき、有効に成立したご契約につきましては、ソニーグループ保障共済会と直接契約されたものとなります。



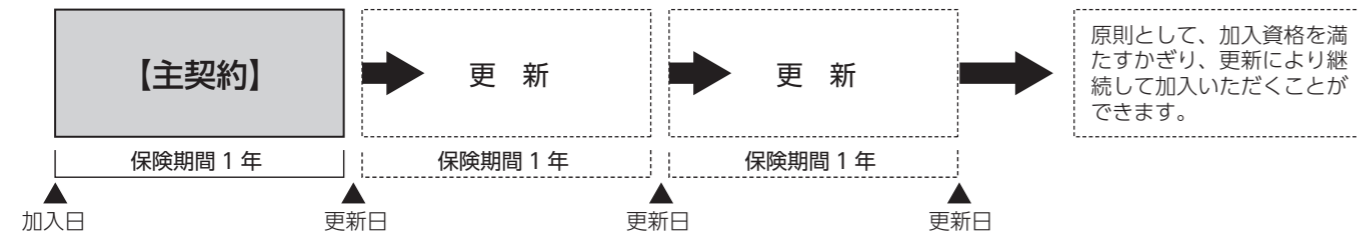
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、当パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。

しくみ図(イメージ)



※当パンフレット等に記載の保障内容、保険料、加入資格等、団体定期保険の制度内容は、将来、変更されることがあります。

主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。
 - ※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、11～12ページの該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、43ページの該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、43ページの該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、43ページの該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 - ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、43ページの該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、44ページの該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・ご意見につきましては、巻末に記載のお問合せ先までご連絡ください。(なお、引受保険会社へのご要望・ご意見につきましては、44ページに記載の日本生命お問合せ先までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。



この「注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます) 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、当パンフレット・「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入を承諾した場合、所定の加入日から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません) ※所定の加入日については、「申込書兼告知書」、または表紙に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

- 詳細は、43～44ページに記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、43ページに記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
 <お問合せ先> 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、43～44ページに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに巻末に記載のお問合せ先にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
 (<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・ご意見につきましては、巻末に記載のお問合せ先までご連絡ください。
 (なお、引受保険会社へのご要望・ご意見につきましては、44ページに記載の日本生命お問合せ先までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 (「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。



■生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方が無条件にご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

■この保険への新たなご加入のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人が有りのまます告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「**申込書兼告知書**」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけだけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
- こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

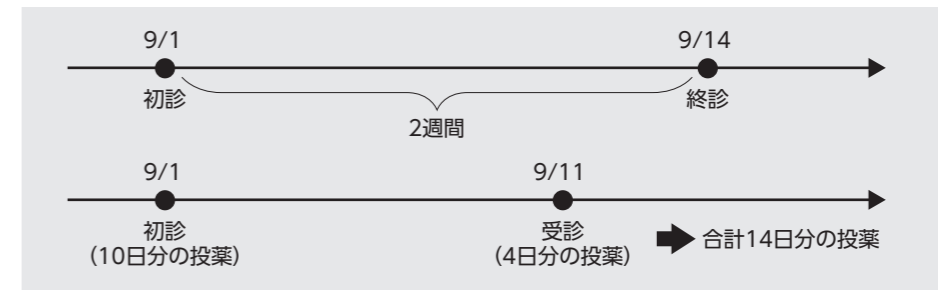
- 新規加入する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「**申込書兼告知書**」に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- 新規加入する申込者それぞれが「申込書兼告知書」の該当箇所に告知内容を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。告知内容が事実と異なることを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

■質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者の場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

■補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
- 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - 妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。
- 「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなくご記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容をご記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

1. 契約者・申込人・保障の対象者

- この共済契約のご契約者・申込人となれる方はソニー株式会社およびその関連会社の役員・社員(再雇用者も含む)の方に限ります。
- この共済契約で被共済者(保障の対象者)となれる方の範囲は、13ページをご参照ください。

2. 個人情報の取扱い

本共済契約に関する個人情報について、ソニーグループ保障共済会および(株)NSF エンゲージメントが次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本共済契約に関する個人情報は、ソニーグループ保障共済会および(株)NSF エンゲージメントが本共済引受の審査および履行のために利用するほか、ソニーグループ保障共済会が、本共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○再保険について

ソニーグループ保障共済会は、本共済契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

3. 共済金をお支払いする場合に該当したとき

(1) 共済金をお支払いする場合に該当したときのソニーグループ保障共済会へのご連絡

●共済金をお支払いする場合に該当したときは、(株)NSF エンゲージメントまでご連絡ください。共済金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、共済金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、ソニーグループ保障共済会はそれによって被った損害の額を差し引いて共済金をお支払いすることがあります。

(2) 共済金支払いの履行期

●ソニーグループ保障共済会は、共済金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただくからその日を含めて30日以内に、共済金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて共済金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1 共済金請求に必要な書類は、「共済金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が共済金を請求される場合は、被共済者が共済金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*)2 共済金をお支払いする事由の有無、共済金をお支払いしない事由の有無、共済金の算出、共済契約の効力の有無、その他ソニーグループ保障共済会がお支払いすべき共済金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通共済約款および特別共済約款に定める日数までに共済金をお支払いします。この場合、ソ

ニーグループ保障共済会は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被共済者または共済金を受け取るべき方に通知します。

●共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。共済金請求権の発生時期等の詳細は、普通共済約款および特別共済約款をご確認ください。

(3) 共済金のご請求時にご提出いただく書類

●被共済者または共済金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が共済金の請求を行う場合は、事故受付後にソニーグループ保障共済会が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、(株)NSF エンゲージメントまでお問合せください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうちソニーグループ保障共済会が求めるもの

- ソニーグループ保障共済会所定の保険金請求書
- ソニーグループ保障共済会所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被共済者またはその代理人の共済金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ソニーグループ保障共済会所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

(4) 代理請求人について

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被共済者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済金を受け取るべき被共済者の代理人がいない場合には、ソニーグループ保障共済会の承認を得て、その被共済者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が共済金を請求することがあります。詳細は(株)NSF エンゲージメントまでお問合せください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被共済者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に共済金を請求できない事情がある場合

「被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に共済金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

4. 有事故の場合の継続契約に関する留意事項

●この共済契約の保障期間は1年間となります。共済金請求状況等によっては、保障期間終了後、継続加入できないことや保障内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

5. 自動継続の取扱いについて

●前年からお加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保障をご利用いただけるよう、本共済契約がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご加入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、ソニーグループ保障共済会または(株)NSF エンゲージメントまでお問合せください。

本共済契約が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、保障が重複する可能性のある保障については、ご加入の可否をご確認ください。

- 共済金のお支払事由(主契約、特約(オプション契約)を含みます。)
- 共済金額(ご契約金額) ●保障期間(保障のご契約期間)
- 共済掛金・共済掛金払込方法

この共済契約に関するお問合せ先

株式会社 NSF エンゲージメント
ソニーグループ保険カスタマーセンター 0120-58-6633
受付時間:9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く)

※(株)NSF エンゲージメントは、ソニーグループ保障共済会より本契約の募集・管理・運営の業務委託をうけております。

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

1. 契約者・申込人・保障の対象者

- この共済契約のご契約者・申込人となれる方は以下の通りです。
 - ①ソニー株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員
 - ②ソニー株式会社およびそのグループ会社をご退職された本人
- この共済契約で被共済者(保障の対象者)となれる方の範囲は、17～21ページをご参照ください。

2. 個人情報の取扱い

本共済契約に関する個人情報について、ソニーグループ保障共済会および(株)NSF エンゲージメントが次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本共済契約に関する個人情報は、ソニーグループ保障共済会および(株)NSF エンゲージメントが本契約引受の審査および履行のために利用するほか、ソニーグループ保障共済会が、本共済契約以外の商品・サービスの案内・ご提供や共済契約引受けの審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●再保険について

ソニーグループ保障共済会は、本共済契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受保険会社等に提供することがあります。

3. 共済金をお支払いする場合に該当したとき

(1) 共済金をお支払いする場合に該当したときのソニーグループ保障共済会へのご連絡

- 共済金をお支払いする場合に該当したときは、(株)NSF エンゲージメントまでご連絡ください。共済金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、共済金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、ソニーグループ保障共済会はそれによって被った損害の額を差し引いて共済金をお支払いすることがあります。

(2) 示談交渉について

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を保障する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前にソニーグループ保障共済会へご相談ください。なお、予めソニーグループ保障共済会の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(3) 共済金支払いの履行期

- ソニーグループ保障共済会は、共済金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、共済金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて共済金をお支払いします。(*3)

(*1) 共済金請求に必要な書類は、「共済金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が共済金を請求される場合は、被共済者が共済金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*2) 共済金をお支払いする事由の有無、共済金をお支払いしない事由の有無、共済金の算出、共済契約の効力の有無、その他ソニーグループ保障共済会がお支払いすべき共済金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、損害鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、共済契約約款および共済契約特別約款に定める日数までに共済金をお支払いします。この場合、ソニーグループ保障共済会は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被共済者または共済金を受け取るべき方に通知します。

- 共済金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険請求権の発生時期等の詳細は、共済契約約款および共済契約特別約款でご確認ください。

(4) 共済金のご請求時にご提出いただく書類

- 被共済者または共済金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が共済金の請求を行う場合は、事故受付後にソニーグループ保障共済会が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、(株)NSF エンゲージメントまでお問合せください。

〈ご提出いただく書類〉

以下の書類のうちソニーグループ保障共済会が求めるもの

- ①本人・ファミリーコース、ライフガードコース共通
 - ソニーグループ保障共済会所定の共済金請求書
 - ソニーグループ保障共済会が事故または損害の調査を行うために必要な書類(ソニーグループ保障共済会所定の同意書など)
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 被共済者またはその代理人の共済金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)、委任状など)
 - ソニーグループ保障共済会所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - 死亡診断書
 - 他から支払われる保険金等の額を確認する資料

②ライフガードコース個人賠償責任保障、受託物賠償責任保障には下記が追加されます。

- ソニーグループ保障共済会所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注)
- (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用の発生の有無を確認するための書類をいいます。
- 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類(示談書、念書、判決書、被害者からの領収書、修理見積書など)
- 他から支払われる損害賠償金・保険金等の額を確認する書類(被害者からの領収書、労災支給決定通知など)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被共済者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済金を受け取るべき被共済者の代理人がいない場合には、ソニーグループ保障共済会の承認を得て、その被共済者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が共済金を請求できることがあります。詳細は(株)NSF エンゲージメントまでお問合せください。また、**本内容については、代理請求人とされる方にも必ずご説明ください。**

- (注)①「被共済者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に共済金を請求できない事情がある場合
「被共済者の3親等以内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に共済金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等以内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

4. 有事故の場合の継続契約に関する留意事項

- この共済契約の保障期間は1年間となります。共済金請求状況等によっては、保障期間終了後、継続加入できないことや保障内容を変更させていただくことがあります。予めご了承ください。

5. 自動継続の取扱いについて

- 前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による共済掛金となりますのでご了承ください。)

6. 保障の重複

- 以下別表の特約などのご加入にあたっては、保障内容が同様の保険・共済契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約やソニーグループ保障共済会以外の共済契約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険・共済契約からでも保障されますが、いずれかの一方の保険・共済契約からは保険金・共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額・共済金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)
- (注)1契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化により被共済者が保障の対象外となったときなどは、特約の保障がなくなることがあります。ご注意ください。

【別表】保障が重複する可能性のある主な保障

	今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保険契約等の例
①	ライフガードコース 個人賠償責任保障	自動車保険 日常生活賠償特約
②	ライフガードコース ホールインワン・アルバトロス保障	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

7. その他の注意事項

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保障をご利用いただけるよう、本共済契約がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご加入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、ソニーグループ保障共済会または(株)NSF エンゲージメントまでお問合せください。

本共済契約が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。「重要事項のご説明」に記載の、保障が重複する可能性のある保障については、ご加入の要否をご確認ください。

- 共済金のお支払事由(主契約、特約(オプション契約)を含みます。)
- 共済金額(ご契約金額) ●保障期間(保障のご契約期間)
- 共済掛金・共済掛金払込方法

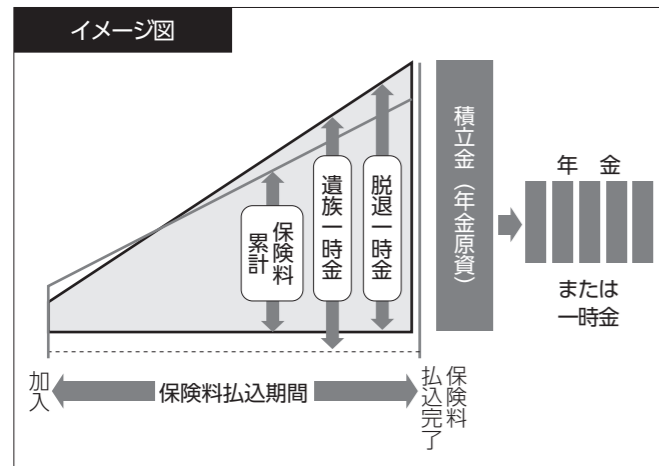
意向確認[ご加入前のご確認]

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要(ご契約内容)

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、31ページをご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3. 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては35ページの給付額試算表にてご確認ください。

4. 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金(もしくは一時金)

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年

金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については巻末のお問合せ先にお問い合わせください。

2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

出型企業年金保険(生命保険)にご加入
へ ご加入前に必ずお読みください。

4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5. 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。

(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

6. ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社 総合法人第四部
03-3560-5796

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に

連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9. ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。